

平成20年 9 月 5 日開会

平成20年 9 月 16日閉会

平成 20 年 三 宅 町 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

平成20年9月三宅町議会第3回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (9月5日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長あいさつ	6
町長あいさつ	6
開会の宣告	8
議事日程の報告	8
議席の指定及び変更	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	9
諸般の報告	9
選任第2号の上程、採決	10
認定第1号～認定第6号、議案第34号～議案第41号、承認第5号及 び第6号の上程、説明	11
同意第3号及び第4号の上程、説明、採決	18
発委第2号及び第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
一般質問	21
廣瀬 規矩次 君	21
松田 睦 男 君	24
池田 年 夫 君	29
坂東 暹 君	31
馬場 武 信 君	35
散会の宣告	37

第 2 号 (9月9日)

出席議員	39
欠席議員	39
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	39
職務のため会議に出席した者の役職氏名	39
議事日程	40
再開の宣告	41
議事日程の報告	41
認定第1号～認定第6号の総括質疑	41
議案第34号～議案第40号の総括質疑	48
認定第1号～認定第6号、議案第34号～議案第40号、承認第5号及 び承認第6号の委員会付託	49
散会の宣告	50

第 3 号 (9月16日)

出席議員	51
欠席議員	51
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	51
職務のため会議に出席した者の役職氏名	51
議事日程	52
再開の宣告	53
議事日程の報告	53
常任委員長及び特別委員長報告、質疑、討論、採決	53
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
閉会中の継続審査について	67
町長あいさつ	67
閉会の宣告	68
署名議員	69

三宅町告示第72号

平成20年9月三宅町議会第3回定例会
を次のとおり招集する

平成20年8月29日

三宅町長 志 野 孝 光

記

- 1. 招集日時 平成20年9月5日 金曜日
午 前10時00分 開 会
- 1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

平成20年9月三宅町議会第3回定例会

会期日程表

平成20年9月 5日金曜日 12日間
平成20年9月16日火曜日

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	9月5日 金曜日	午前10時00分	定例会開会（提案説明・諸報告・一般質問）
第2日目	9月6日 土曜日		休 会
第3日目	9月7日 日曜日		休 会
第4日目	9月8日 月曜日		休 会
第5日目	9月9日 火曜日	午前10時00分	定例会再開（総括質疑）
第6日目	9月10日 水曜日	午前10時00分	決算審査特別委員会（一般会計）（特別会計）（歳入、歳出決算説明）
第7日目	9月11日 木曜日	午前10時00分	決算審査特別委員会（歳入、歳出決算質疑）
第8日目	9月12日 金曜日	午前10時00分 午後1時30分	総務建設委員会 福祉文教委員会
第9日目	9月13日 土曜日		休 会
第10日目	9月14日 日曜日		休 会
第11日目	9月15日 月曜日		休 会（敬老の日）
第12日目	9月16日 火曜日	午前10時00分	定例会再開
	9月19日 金曜日	午後2時00分	式下中学校組合議会

平成20年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成20年9月5日金曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

若井 繁 孝	馬 場 武 信	廣 瀬 規矩次
坂 東 暹	松 田 睦 男	池 田 年 夫
池 本 久 隆	辰 巳 勝 秀	梅 本 勝 久
若 井 秀 友		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	志 野 孝 光	総 務 課 長	東 浦 一 人
会 計 管 理 者	田 中 晴 生	町民生活課長	中 川 章
産業建設課長	陰 山 尚 則	健康福祉課長	吉 岡 秀 元
教育委員会事務局長	松 本 幹 彦	幼 児 園 園 長	森 本 雅 子
上下水道課長	西 岡 康 次		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	福 本 雅 至	モニター室係	岡 本 豊 彦
モニター室係	森 本 典 秀	モニター室係	赤 松 郁

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

9 番 議 員	梅 本 勝 久	1 0 番 議 員	若 井 秀 友
---------	---------	-----------	---------

平成20年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成20年9月 5日 金曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 議席の指定及び変更 |
| 日程第2 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第4 | 諸 般 の 報 告 |
| | (1) 議員辞職報告 |
| | (2) 会計監査報告 |
| | (3) 健全化判断比率及び資金不足比率報告 |
| 日程第5 | 選任第2号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任について |
| 日程第6 | 認定第1号 平成19年度三宅町一般会計決算認定について |
| 日程第7 | 認定第2号 平成19年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第8 | 認定第3号 平成19年度三宅町老人保健特別会計決算認定について |
| 日程第9 | 認定第4号 平成19年度三宅町介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第10 | 認定第5号 平成19年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第11 | 認定第6号 平成19年度三宅町水道事業会計決算認定について |
| 日程第12 | 議案第34号 平成20年度三宅町一般会計第3回補正予算について |
| 日程第13 | 議案第35号 平成20年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算について |
| 日程第14 | 議案第36号 平成20年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について |
| 日程第15 | 議案第37号 平成20年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算について |
| 日程第16 | 議案第38号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第39号 三宅町特別職報酬等審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第40号 三宅町道路線の認定について |
| 日程第19 | 議案第41号 補強・大規模改造事業三宅小学校耐震改修工事（第2期）請負契約の変更について |

- 日程第20 承認第5号 平成20年度三宅町一般会計第2回補正予算について（専決処分事項報告）
- 日程第21 承認第6号 平成20年度三宅町老人保健特別会計第1回補正予算について（専決処分事項報告）
- 日程第22 同意第3号 三宅町教育委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第4号 三宅町教育委員会委員の任命について
- 日程第24 発委第2号 三宅町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 発委第3号 三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第26 一般質問

◎議長あいさつ

○議長（池本久隆君） 本日、平成20年9月三宅町議会第3回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多忙の中、ご出席いただきまして心から敬意を表する次第でございます。

本日提案されております議案につきましては、平成19年度一般会計決算を初めといたします認定6件、選任1件、議案8件、承認2件、同意2件、発委2件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう、議事運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

◎町長あいさつ

○議長（池本久隆君） 開会に先立ち、志野町長よりあいさつをお願いいたします。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君） 議員の皆様、おはようございます。

本日、ここに平成20年9月三宅町議会第3回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところご出席いただき、大変ありがとうございます。

平素は、町政に対しまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

まず、さきの6月第2回定例会で説明されました採血器具使用に係る血液検査の結果について、血液検査の結果は、対象者全員が陰性でありました。ここに、関係者各位にご心配をおかけいたしましたことをおわび申し上げ、報告とさせていただきます。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、平成19年度一般会計決算案を初めとする決算認定案6件、平成20年度一般会計補正予算案を初めとする補正予算案4件、条例の改正・制定案2件、道路線の認定案1件、請負工事契約の変更案1件、専決処分事項報告2件、同意案2件の計18件の重要案件をご提案申し上げ、議会からは発議案2件の合わせて計20件のご審議をいただくわけではありますが、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会のごあいさつといたします。

続きまして、町長就任後の初の本議会において貴重な時間をいただき、今後の町政に関する所信の一端を申し述べる機会をいただきますことは、まことに光栄であり、厚くお礼申し上げます。

私は、去る7月20日に行われました三宅町長選挙におきまして、町民の皆さんを初め多くの方々の力強いご支援により、初当選の榮に浴することができました。そして7月28日より、第3代三宅町長として町政に当たらせていただくことになりました。

今回の選挙期間中におきましては、さまざまな町民の方からの町政に対する期待、要望、苦言をお聞かせいただきました。そして、住んでよかったと思われる町づくりを切に望んでおられることを強く感じたことでございます。

町長に就任後、1カ月余りではありますが、その間に駆け足ではありましたが、実施いたしました各課からの町長ヒアリングの中でも、現在の町政を変えていかなければならない課題が少なからずあることを認識いたしました。昨今の地方行政を取り巻く状況は、依然として非常に厳しい状況にあります。この厳しい状況の中で、町長の重責を担わせていただくことに、改めてその重大さを感じるとともに、身を引き締めているところでございます。

私は、これまで当町の体育指導員、議会議員として行政に携わったものの、行政に対してはまだまだ浅学非才でございます。足らざる点は多いことと思いますが、今後、町民を代表されます町議会議員の皆様のご理解を賜ることはもとより、町民の皆さんや各種団体、企業の皆さんと協働した自主的・主体的な取り組み、柔軟な発想と新たな創造により、住んでよかったと思える町づくりを進めてまいりたいと考えております。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、これからの私の任期中における町政運営に当たっての項目について申し上げます。

その第1は、「財政再建」を実現することです。今年度予算については、議員として賛成していることから、てこ入れはせず、事業実施段階において適正かつ効率的な執行管理に努めていく所存でございます。新年度予算編成からは、ゼロベースからの財政再建、町民としての義務の遂行、歳入増加への取り組み、市町村合併の推進に努めてまいります。

第2は、「誇りを育む『教育』の実現」であります。そのために、地域の力をおかりした「誇りを育むプロジェクト」の策定、学童・放課後学級の充実、幼・小一貫した方針による教育の実施、国歌斉唱、国旗掲揚、ラジオ体操の実施などに努めてまいります。

第3は、「新都市計画とまちづくり」であります。そのために、石見駅周辺整備、京奈和道三宅インター関連の都市計画づくり、広域行政が連携した都市計画づくりなどに力を注ぎます。

第4は、「安心・安全のまちづくり」であります。そのために、住民すべてが支え合う町づくり、高齢者の生きがいづくり、健康づくりを住民の皆さんとの協働により積極的に進めてまいります。

第5は、「住民にわかりやすい情報の公開」、情報はすべて住民のもの、町の行政の中身をもっとわかりやすくします、を行ってまいります。

以上申し上げましたさまざまな施策について、一朝一夕にできるものとは思っておりませ

ん。町民皆様並びに議会議員の皆様、そして職員のご理解並びに協力なしにできるものではありません。この三宅町をよりよい方向に推し進め、「夢と活力とうるおい」に満ちた三宅町を築いていけることを切に望みまして、まことに簡単ではございますが、私の所信表明とさせていただきます。

○議長（池本久隆君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（池本久隆君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成20年9月三宅町議会第3回定例会は成立いたしましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時09分）

◎議事日程の報告

○議長（池本久隆君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎議席の指定及び変更

○議長（池本久隆君） 日程第1、議席の指定及び変更を行います。

さきの三宅町議会議員補欠選挙により、若井繁孝君、馬場武信君が当選されましたので、三宅町会議規則第4条第2項及び第3項の規定により、議席の指定及び変更を行います。

今回当選されました若井繁孝君の議席を1番に、馬場武信君の議席を2番に指定いたします。それに関連し、議席9番までについては、今着席していただいておりますとおりで、議席の変更をいたしますのでよろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（池本久隆君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により9番議員、梅本勝久君及び10番議員、若井秀友君の2人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（池本久隆君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日より9月16日までの12日間としたいと思います。これにご異議ご

ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より 9 月 16 日までの 12 日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（池本久隆君） 日程第 4、諸般の報告に入ります。

去る 6 月 30 日、志野孝光君、植村正宏君から一身上の都合により議員辞職願が提出され、地方自治法第 126 条規定に基づき、同日これを許可いたしましたので、三宅町議会会議規則第 98 条及び第 99 条の規定により報告いたします。

次に、若井秀友監査委員より監査報告を求めます。

はい、どうぞ。

○監査委員（若井秀友君） 監査報告を行います。

去る 8 月 26 日、安井茂治代表監査委員とともに、平成 20 年度定期監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

平成 19 年度三宅町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算並びに平成 20 年度会計の状況、現金の出納保管、資金の運用等について検査を行い、関係書類及び各帳簿類の提出を求め、関係者の説明を受け厳正なる監査を行いました。が、地方自治法を初めとする関係法令に抵触するところもなく適正に行われており、特に問題として指摘するところもなく、いずれも適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

平成 20 年 9 月 5 日、監査委員 若井秀友。

○議長（池本久隆君） ありがとうございました。

次に、財政健全化判断比率及び資金不足比率報告を求めます。

はい、東浦総務課長。

○総務課長（東浦一人君） ただいま議長から指示がありました健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告を申し上げます。

この報告は、昨年 6 月に制定されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 19 年度決算から指標を算定した報告書を作成し、議会に提出するものでございます。

お手元に配付しております財政健全化法に係る健全化判断比率報告について並びに公営企業会計に係る資金不足比率報告についてのとおり、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率はなし、実質公債費比率は20.9%、将来負担比率130.6%、資金不足比率はなしであり、現在は健全段階にあることを報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（池本久隆君） ありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎選任第2号の上程、採決

○議長（池本久隆君） 日程第5、選任第2号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第5条の規定により5名の委員と議長をオブザーバーとして計6名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、認定第1号 平成19年度三宅町一般会計決算認定についてから認定第6号 平成19年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでを本特別委員会に付託の上、審議することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については議長及び委員5名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決まりました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました三宅町決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） ご異議なしと認めます。

したがって、三宅町決算審査特別委員会委員の選任については、議長において選任することに決定いたしました。

それでは、特別委員会委員長に辰巳勝秀君、副委員長に馬場武信君、委員に廣瀬規矩次君、梅本勝久君、坂東 暹君を選任いたします。

なお、議員辞職に伴い欠員となっておりました総務建設委員会委員、福祉文教委員会委員、議会運営委員会委員の選任については、三宅町議会委員会条例第7条の規定により、去る8月4日付で総務建設委員会委員に若井繁孝君、福祉文教委員会委員に馬場武信君、議会運営

委員会委員に梅本勝久君を指名いたしました。

また、あわせて空席となっておりました福祉文教委員会副委員長及び議会運営委員会副委員長については、三宅町議会委員会条例第8条の規定により、福祉文教委員会副委員長に馬場武信君を、議会運営委員会副委員長に若井秀友君を、委員会委員の互選により決定いたしました。

◎認定第1号～認定第6号、議案第34号～議案第41号、承認第5号及び第6号の上程、説明

○議長（池本久隆君） お諮りいたします。

日程第6、認定第1号 平成19年度三宅町一般会計決算認定についてより、日程第25、発委第3号 三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてまでの議案については、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略いたしたいと思います。

なお、採決は起立をもって行います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） お諮りいたします。

日程第6、認定第1号 平成19年度三宅町一般会計決算認定についてより、日程第21、承認第6号 平成20年度三宅町老人保健特別会計第1回補正予算について（専決処分事項報告）までの認定6件、議案8件、承認2件を一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） ご異議なしと認め、一括上程いたします。議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

はい、町長。

○町長（志野孝光君） 本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明いたします。

まず、認定第1号 平成19年度三宅町一般会計決算認定案並びに認定第2号から認定第5号までの各特別会計の決算認定案並びに認定第6号 水道事業会計決算認定案については、先ほど報告いたしました監査委員の審査を得ましたので、地方自治法第233条第3項及び公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本定例会において認定を賜るべく提出をいたしております。認定第1号から認定第5号までは、後ほど会計管理者よりご説明を申し上げます。

認定第6号 平成19年度三宅町水道事業会計決算認定案については、収益勘定による収入額は1億7,892万6,548円、支出額は1億6,917万9,698円で、収支差引額は974万6,850円となっております。また、資本勘定による収入額は、326万250円、支出額は2,592万444円で、収支差引額は2,266万194円の収入不足となるため、当年度分損益勘定留保資金で補てんいたしております。

議案第34号 平成20年度三宅町一般会計第3回補正予算案については、歳入の款8 地方特例交付金において、交付額決定に伴い、地方特例交付金で166万7,000円の増額補正、特別交付金で3,000円の減額補正を行っております。

款9 地方交付税において、普通交付税の交付額決定に伴い、839万5,000円の増額補正を行っております。

款12使用料及び手数料では、上但馬共同浴場運営費の増額補正に伴い、上但馬共同浴場使用料189万円の増額を行っております。

款14県支出金では、心身障害者医療費並びに乳幼児医療費の過年度補助金の精算により、27万3,000円の増額補正を行っております。

款17繰入金では、歳入財源確保のため財政調整基金繰入金1,000万円の増額補正を行っております。

款19諸収入では、住宅新築資金等貸付金の繰上償還に伴う元利金の返戻金755万3,000円の増額を行うとともに、自治総合センターコミュニティ助成金90万円の増額補正を行っております。

款20町債では、普通交付税の交付額決定に伴い、臨時財政対策債190万円の増額補正を行い、並びに一般会計分公的資金補償金免除繰上償還に係り公的資金借換債40万円の増額補正を行っております。

次に、歳出における人件費について、職員の退職並びに人事異動等による人件費の予算調整を行っており、各歳出科目での説明については省略させていただきますが、今回の人件費の補正額としましては、介護特別会計への職員給与費の繰出金136万5,000円の増額を含めて、758万7,000円の減額となっております。

款2 総務費については、税務総務費で国の税制改正による住民税審査サービス(電子申告)及び公的年金特徴サービスに係る電算システム改修費として2,002万6,000円の増額を図っております。

款3 民生費において、老人福祉費で県補助金の確定に伴い老人医療補助金、重度心身障害者老人等医療費補助金の返還金を合わせ5万9,000円の増額を、母子福祉費では、母子医療補助金の返還金15万1,000円の増額補正を行っております。

款4衛生費においては、上但馬共同浴場の運営についての補正予算であります。20年度当初予算では4月から9月末までの6カ月の浴場運営の暫定予算計上を行い、3月議会で承認いただき、前町長からの処分未了事項として引き継ぎを受け、廃止に向けて検討してまいりましたが、地元協議並びに住民への周知を含めて、十分に行うことは時間的余裕もなく、9月末での廃止が困難な状況でございます。そのため、来年3月までの運営経費として、809万9,000円の増額補正を行っております。

款8土木費については、下水道費で公的資金補償金免除繰上償還に係る予算調整に伴う公下会計繰出金91万6,000円の増額補正を行っています。

款9消防費については、消防総務費で自主防災組織育成を図るため自治総合センターコミュニティ助成事業を活用し、伴堂防災倉庫備品の整備助成として90万円の増額補正を行っています。

款10教育費については、教育振興費で印刷製本費97万1,000円の増額補正を行っています。

款12公債費については、公的資金補償金免除繰上償還に係る元金49万4,000円の増額並びに住宅新築資金等貸付金の繰上償還に伴い償還金638万2,000円の増額補正を行っています。

款14予備費については、歳入歳出予算額の調整を行うため、256万4,000円の増額補正を行っております。

以上のことから、今回の補正予算額は3,297万5,000円の増額補正となり、予算総額を30億3,617万4,000円と定めるものであります。

議案第35号 平成20年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算案については、歳入において、款4国庫支出金において、療養給付費等負担金では、現年度分については、老人保健医療費拠出金の増額に伴い、46万6,000円の増額、過年度分については、医療費の額確定の精算に伴い36万1,000円の増額補正を行っています。普通調整交付金においても、老人保健医療費拠出金の増額に伴い20万2,000円の増額補正を行っています。

款5療養給付費交付において、過年度分精算として415万3,000円の増額補正を行っています。

款6前期高齢者交付金において、指定公費療養費分の予算科目変更に伴い35万2,000円を減額し、款12諸収入の指定公費療養費負担収入へ35万2,000円を増額補正し、組み替えを行っております。

款7県支出金において、普通調整交付金では、老人保健医療費拠出金の増額に伴い8万2,000円の増額補正を行っています。

款11繰越金において、繰越金の額の決定により379万2,000円の減額を行っています。

歳出については、款2保険給付費の一般被保険者療養費35万2,000円を減額し、款10諸支出

金の指定公費療養費支出金35万2,000円を増額いたしております。これは会計事務の取り扱いの変更に伴う組み替えによる補正でございます。

款5 老人保健拠出金において、老人保健拠出金の確定に伴い301万円の増額補正を行っております。

款11 予備費については、歳入歳出予算額の調整を行うため153万8,000円の減額補正を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの147万2,000円を増額し、予算額を8億3,547万2,000円と定めるものであります。

議案第36号 平成20年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算案については、款4 支払基金交付金において、過年度分介護給付費交付金256万6,000円の増額並びに過年度分地域支援事業支援交付金1,000円の増額、款5 県支出金において、過年度分介護給付費県負担金106万7,000円の増額、款6 繰入金では、職員給与費等に係る繰入金136万5,000円の増額、款8 繰越金では、前年度繰越金の確定により2,352万2,000円の増額補正を行っております。

歳出においては、款2 保険給付費において、各事業の今後の需要量を勘案し、介護サービス等の諸費で1,105万円の減額、介護予防サービス等諸費で600万円の増額、高額介護サービス等費で302万円の増額、特定入所者介護サービス等費で203万円の増額補正をそれぞれに行っております。

款5 地域支援事業費については、介護予防事業費で職員給料等136万5,000円の増額補正を行っております。

款6 諸支出金においては、過年度給付事業交付金の精算に伴う返還金838万2,000円の増額補正を行っております。

款7 予備費については、歳入歳出予算額の調整を行うため1,877万4,000円の増額補正を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの2,852万1,000円を増額し、予算額を5億1,452万1,000円と定めるものであります。

議案第37号 平成20年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算案については、歳入においては、公的資金補償金免除繰上償還に係り、款3 繰入金で一般会計繰入金91万6,000円の増額並びに款5 町債で公営企業借換債2億270万円の増額を行っております。

歳出においては、款2 公債費で公営企業債繰上償還金元金2億361万6,000円の増額補正を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの2億361万6,000円を増額し、予算額を5億5,281万6,000円と定めるものであります。

議案第38号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の制定案並びに議案第39号 三宅町特別職報酬等審議会設置条例の一部を改正する条例の制定案については、地方自治法の一部改正による、議員の報酬に関する規定の整備を行うべく、現行の規定から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするため、提出いたしております。

議案第40号 三宅町道路線の認定案については、宅地開発行為に係る寄附により新たに町道の認定を行うべく提出いたしております。

議案第41号 補強・大規模改造事業三宅小学校耐震改修工事（第2期）請負契約の変更にについては、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき提出いたしております。

なお、変更契約金額については、積算中のため再開日に提出させていただき、採決を賜りたくお願いいたします。

続きまして、承認案2件についてご説明いたします。

専決処分事項報告といたしまして、平成20年度三宅町一般会計第2回補正予算案並びに平成20年度三宅町老人保健特別会計第1回補正予算案については、歳入歳出における事業費の確定等に伴い、関係歳入をあわせて補正予算の必要が生じ、おのおの専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し承認を願うべく提出いたしております。

最後に、同意案2件についてご説明いたします。

三宅町教育委員会委員の任命については、1名の委員の任期満了並びに1名の委員の辞職に伴い同意を願うべく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に基づき、提出いたしております。

以上が、私の議案に対する概要説明であり、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ説明を終わらせていただきます。

○議長（池本久隆君） ありがとうございます。どうも。

それでは、田中会計管理者、お願いします。はいどうぞ。

○会計管理者（田中晴生君） それでは私のほうから、認定第1号から認定第5号までの、平成19年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、その概要を一般会計より順次ご説明申し上げます。

まず初めに、4ページの認定第1号 平成19年度三宅町一般会計の決算につきましては、当初予算額31億円でありましたが、その後5回の補正予算により1億501万1,000円を増額し、これに前年度からの繰越明許繰越額1億1,137万9,000円を加え、最終予算額は33億1,639万円となりました。

これに対し、決算額は歳入総額30億2,916万7,067円、歳出総額30億1,561万4,225円となり、

歳入歳出差引額は1,355万2,842円となりましたが、次年度への繰越明許繰越金として三宅小学校の改修工事第2期分の一般財源分18万7,000円と、純繰越金1,336万5,842円を合わせ平成20年度へ繰り越しを行いました。

また、一般会計では、収入未済額では町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料並びに国庫支出金、財産収入、町債を合わせ2億4,150万3,035円になりますが、そのうち繰越明許分として国庫支出金と町債を合わせ1億7,067万4,000円であります。

次に、142ページの財産に関する調書については、公有財産の（１）の土地及び建物では、公園用地で114平米の増となっております。

次に、土地開発基金の宅地で533平米の減は用地売却によるものであります。

（３）の物品では、公用車で普通乗用車で1台減と清掃車で1台の増となっております。

（４）の債権については、平成18年度で水洗便所改造資金貸付特別会計の廃止に伴い、その債権49万円を一般会計へ移行し、管理することにいたしました。

（５）基金では、公債償還基金で6,000万円の取り崩しを行った関係で減額を行っております。

また、土地開発基金では土地売却により、預金で1,967万4,063円の増額、土地で同額の減となっております。

続きまして148ページ、認定第2号 平成19年度三宅町国民健康保険特別会計決算につきましては、当初予算額8億1,960万円でありましたが、3回の補正予算により、6,516万6,000円を増額し、最終予算額は8億8,476万6,000円となりました。

これに対しまして決算額は、歳入総額8億6,115万7,837円、歳出総額8億6,113万1,553円となり、歳入歳出差引額は2万6,284円となり、同額を平成20年度へ繰り越しを行いました。

また、収入未済額は、国民健康保険税で6,354万5,613円があります。

184ページの国民健康保険財政調整基金は前年度と同額の2,506万7,459円の基金残高となっております。

次に、186ページの認定第3号 平成19年度三宅町老人保健特別会計決算については、当初予算額6億500万円でしたが、その後3回の補正予算により6,531万1,000円を増額し、最終予算額は6億7,031万1,000円となっております。決算額は歳入総額6億6,934万4,402円、歳出総額6億6,930万5,678円となり、歳入歳出差引額は3万8,724円となり、平成20年度へ繰り越しを行っております。

200ページの認定第4号 平成19年度三宅町介護保険特別会計決算については、当初予算額4億5,570万2,000円で、その後3回の補正予算を行い、3,856万4,000円を増額しております。これに前年度からの繰越明許繰越金441万円を加え、最終予算額は4億9,867万6,000円となり、

これに対し決算額は歳入総額 4 億 6,132 万 5,569 円となっております。歳出総額は 4 億 2,035 万 5,760 円となり、差引額は 4,096 万 9,809 円となり、これも平成 20 年度へ繰り越しを行いました。

収入未済額につきましては、介護保険料で 493 万 8,800 円があります。

次に、248 ページの認定第 5 号 平成 19 年度三宅町公共下水道事業特別会計決算については、当初予算額 3 億 8,000 万円で、その後 1 回の補正を行い 4 万円を増額し、最終予算額は 3 億 8,004 万円となっております。決算額は、歳入総額 3 億 7,284 万 5,346 円、歳出総額も同額の 3 億 7,284 万 5,346 円となり、歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

なお、収入未済額は下水道使用料で 369 万 4,391 円となっております。

以上が、平成 19 年度の三宅町一般会計並びに各特別会計の決算の概要であります。詳細につきましては、決算審査特別委員会が設置されますので、その場におきまして事項別明細書により説明を申し上げ、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。ご説明を終わります。

○議長（池本久隆君） ただいま町長並びに会計管理者の説明が終わりました。

さきに申し上げましたとおり、総括質疑は 9 日午前 10 時より行いますので、よろしくお願いいたします。

◎同意第 3 号及び第 4 号の上程、説明、採決

○議長（池本久隆君） お諮りいたします。

日程第 22、同意第 3 号 三宅町教育委員会委員の任命について並びに日程第 23、同意第 4 号 三宅町教育委員会委員の任命についての 2 件を議題とし、志野町長より説明を求めます。
町長。

○町長（志野孝光君） 同意第 3 号 三宅町教育委員会委員の任命につきましては、9 月 30 日に委員 1 名の任期が満了となることから、委員の任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めべく提出いたしました。

指名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所 _____。

氏名 松岡信和。

生年月日 _____。

再任でございます。ご同意のほど何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、同意第 4 号 三宅町教育委員会委員の任命につきましては、委員 1 名の辞職により、委員の任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項

の規定に基づき、議会の同意を求めるべく提出いたしました。

委員の任期については、前任者の残任期間である平成21年3月31日までとするものでございます。氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所 _____。

氏名 池口誠伸。

生年月日 _____。

ご同意のほど何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（池本久隆君） ありがとうございます。

ただいま町長の説明が終わりましたので、まず日程第22、同意第3号 三宅町教育委員会委員の任命についてに同意を求める件を採決いたします。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池本久隆君） 起立多数と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

日程第23、同意第4号 三宅町教育委員会委員の任命についてに同意を求める件を採決いたします。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池本久隆君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

池口教育委員会委員さん、入場お願いいたします。

○教育委員会委員（池口誠伸君） 池口誠伸でございます。今まで教育に携わらせていただいてまいりました。今また、教育の場に身を置かせていただくことになり、ありがたく存じます。光栄でございます。感謝申し上げます。ありがとうございます。

一生懸命努めさせていただきます。どうぞご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（池本久隆君） ご苦労さまでした。ご退場ください。

◎発委第2号及び第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池本久隆君） お諮りいたします。

日程第24、発委第2号 三宅町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてより、日程第25、発委第3号 三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての2件を議題とし、提出者に説明を求めます。

○5番（松田睦男君） 議長のお許しを得ましたので、平成20年9月第3回定例会に上程されました発委第2号 三宅町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び発委第3号 三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての趣旨説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律、平成20年法律第69号、以下改正法という、が平成20年6月11日に成立し、同月18日公布されました。今回の改正は、普通公共団体の議会の実態等を踏まえ、議会活動の範囲を明確化するため、地方自治法第100条第12項に、「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審議又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」との条文が新設、追加されたことに伴い、三宅町議会政務調査費の交付に関する条例の第1条中、地方自治法第100条第13項及び第14項が、第100条第14項及び第15項に繰り下がる改正であります。

また、三宅町の会議規則の一部を改正する規則についても、規則第121条中、地方自治法第100条第12項を第100条13項に繰り下げる改正であり、これらを提案することでございます。法改正になって一つずつその項目が繰り下がるという条項でございます。

これをもちまして提案するものであります。

以上でございます。

○議長（池本久隆君） ご苦労さん。

お諮りいたします。

日程第24、発委第2号 三宅町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第25、発委第3号 三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてまでの2件を議題とし、質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） 質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りいたします。

日程第24、発委第2号 三宅町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第25、発委第3号 三宅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてまでの2件についてを採決いたします。

本2件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（池本久隆君） 起立全員。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

○議長（池本久隆君） 日程第26、一般質問を議題とし、一般質問を行います。

（「議長、5分間くらい暫時休憩をお願いしたいんですが」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） はい、わかりました。じゃ11時10分まで暫時休憩いたしますので、ひとつ、10分間休憩させていただきます。

(午前10時59分)

○議長（池本久隆君） それでは、時間も来ましたので、ただいまより再開いたします。

(午前11時10分)

◎一般質問

○議長（池本久隆君） 日程第26、一般質問を議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 廣 瀬 規矩次 君

○議長（池本久隆君） 3番議員、廣瀬規矩次君の一般質問を許します。

3番議員、廣瀬規矩次君。はいどうぞ。

○3番（廣瀬規矩次君） 伴堂出身の廣瀬でございます。

質問に入る前に、一言お祝いの言葉を申し上げたいと思いますが、本年7月度に町長選挙が行われましたけれども、志野孝光町長が見事当選をされました。三宅町の行政運営には大変なご苦労があらうと思いますけれども、町長の掲げられております、継続よりチェンジという、このスローガンを胸に秘めて三宅町の繁栄と発展のために、どうかご尽力をいただくことを願うものであります。

質問でございますが、役場の重要書類、それからその保管管理についてであります。

本年の7月度に町長、そしてまた町議会補欠選挙がございましたけれども、大変な中傷合戦の連続で、私は非常にさもしい思いをいたしました。本来、こういう選挙は政策ビジョンで戦うのが論理でありますけれども、そういう誹謗中傷の連続では、選挙戦の三宅町の低下をさせ、そして恥を露呈させるだけにすぎません。

その際の役場の機密文書に近いものを見かけましたが、基本的に役場の情報公開は原則であります。三宅町個人情報保護条例、これは19年の4月1日に施行されておりますけれども、町職員、そして町民の義務も明記をされております。また、開示のできない情報も数項目あります。そしてまた、罰則の規定もあります。過去の出来事には私は言及はいたしませんけれども、今後このようなことのないように、役場の機密文書の保管やあるいはその取り扱いにどのように管理され、セキュリティは万全なのでしょうか。この点について答弁を求めます。

それから、安心・安全の町づくりですが、各自治会が自分たちの大字の安心と安全は自分たちで守る、このような趣旨から自治会単位で自主防災あるいは自主防犯を立ち上げ、私の知っている大字でも真剣に取り組まれておられる所もあります。ただ、大字間で取り組む姿勢に非常なばらつきがあるのも事実です。私がざっと計算しましたところ、その組織率が40%という低率に対して、行政のほうはいかがお考えなのかなと。防災の活動は平時と有事に分かれ、有事に備え会則とかあるいは備品の調達訓練等、平時に準備しておく必要があります。災害の際、自助、共助、公助とありますけれども、公助があるまでは自助、共助で各大字間で助け合わなければなりません。東南海あるいは南海地震では100年周期で発生し、前回の発生は東南海が1944年、南海は1946年ということからして、今世紀前半には大きな地震が発生するおそれがあります。そういうことから、備えあれば憂いなし、このことわざのとおり、幾ら自主といえども、公助の際これらの組織が構築されていないと大変な混乱に陥るのではと考えます。

三宅町行政として、いかに啓蒙活動や、あるいは指導等に積極的に改善されようとしているのか。また、今既にある組織に対して、具体的に申し上げますと、自主防災、自主防犯組織への町の機材を有効活用し、グッズの協力、それから2番目に子ども110番の充実、それから町道防犯灯の設置マニュアルやメンテナンスの構築、それから防災・防犯、これは非常に活動において危険が伴いますことから、保険等のあっせんの指導、これらについていかに取り組まれているか、あるいはこの援助に対してどういうふうにお考えなのか、お聞きをいたします。

以上でございます。

○議長（池本久隆君） はい、町長。

○町長（志野孝光君） 3番、廣瀬規矩次議員の一般質問2点、通告いただいておりますが、まず第1点目の役場の重要書類保管管理について、これにつきましては産業建設課長のほうで、2点目の安心・安全の町づくりににつきましては総務課長のほうで、おのこの答弁させていただきます。

○議長（池本久隆君） 陰山課長。

○産業建設課長（陰山尚則君） それでは、1点目の役場の重要書類保管管理について、お答えさせていただきます。

町の文書の保存については、文書編さん保存規定の定めるところにより整理して、保存並びに廃棄を行っております。特に、平成12年度には、平成13年度からの情報公開事務の開始に合わせ、文書管理改善計画・最終報告書により、文書管理手引書の作成、保存年限設定のマニュアルの作成等を定め、大幅な事務整理を行い、紛失、火災、盗難等の防止を図り、保存を行ってまいりました。

また、平成19年4月からは、三宅町個人情報保護条例の施行を行い、第3条第2項においては、職員に対しては、「執行機関の職員は、職務上知り得た個人情報に係る秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」、第3項においては「執行機関の職員は、職務上知り得た個人情報については、秘密に該当しないものであっても、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。」と規定されており、文書等の保管管理について徹底を図るとともに、9月の定例課長会においても、町長より個人情報の漏えいのないよう十分注意をとるの注意喚起があり、引き続き、事業の執行においても個人情報の保護に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池本久隆君） はい、東浦課長。

○総務課長（東浦一人君） 続きまして、廣瀬議員からの、安心・安全の町づくりについてのご質問でございますが、自主防災組織については、三宅町内では、既に地域に4つの自主防災会を組織され、活動されておられるところでございます。

自主防災組織につきましては、住民の皆さんが自主的につくられ、組織を活発に継続させていくため、それぞれの地域に合った組織づくりが進められております。

今後も、自主防災組織の連携を図りながら、地域の特性を生かした活動を行っていただくよう、行政として情報の提供や防災機材の整備等を通じた支援を行い、町内のすべての自治会で取り組んでいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

また、自主防災組織等への協力につきましては、引き続き防災備品の整備等を行ってまいりたいと考えております。

町道防犯灯の設置につきましては、現在通学路、大字間道路、町道幹線道路について設置メンテナンスを行っております。

子ども110番につきましては、今後ともPTA、学校等と必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

また、防災・防犯の保険につきましては、ボランティア保険等の情報の提供を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池本久隆君） はい、再質問。

○3番（廣瀬規矩次君） 今、答弁いただきましたけれども、例えば防災ですとか、防犯ですとかというのは、いろんなグッズが要るわけですがね。その町の、私は補助金までというまでも申しませんが、例えば町のある、そういう財産ですね、それらを有効に使ってそういうグッズができないのか。現在町のいわゆる行政の組織は縦割りになっていますけれども、例えば防犯パトロールのような自転車につけるあいうグッズは、例えばラミネートするときに、よその課に行ってその道具といいますか、機材があるわけですし、これらを有効に使って、こういう防災組織で活動されているほかの大字の皆さんにも、私はこれだけとは申しませんが、お金のかからない方法で、町のこれはサービスとして、基本的にそういう考えををしていただけないのかなと、そういうふうに思います。

総務課長に答弁をお願いします。

○議長（池本久隆君） どうぞ、東浦課長。

○総務課長（東浦一人君） ただいまの、廣瀬議員からご指摘いただきましたように、町にございます既にある備品等につきましては、各課の事業専有の分は除きまして、一般的に利用できる分につきましては、そういうボランティア活動をされておられる団体について、ご使用とか、またそういう加工とかできるように、今後ちょっと検討してまいりたいと考えております。

○3番（廣瀬規矩次君） 終わります。

○議長（池本久隆君） はい、ありがとうございました。

◇ 松 田 睦 男 君

○議長（池本久隆君） それでは、5番議員、松田睦男君の一般質問を許します。

5番議員、松田睦男君。

○5番（松田睦男君） ただいま、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、ラジオ体操についてということでございますが、その前に、町長、まずは当選おめでとうございます。

しかし、三宅町が財政的にも苦しい状況にある中、これからが本当の正念場だというふうに思います。今回の町長選では、志野孝光1,711票に対し、他の候補の合計は2,623票も投げられた事実を頭に入れて、これからの行政運営に当たっていただきたい、かように思っております。

ります。

町長の後援会の資料では、「チェンジ、新しい一步を」とあります。さきの町長選において、石見地区での町長の個人演説会では、「松田議員が行政側に駅前安全対策の件を一般質問しても、金がないからできないと回答され、いまだ安全対策はなされていないのが実情であるが、私が町長になればすぐにやります」と言われた町長の力強い言葉を、直接私も聞きました。そのような公約を実現し、行動力、決断力のある町長と評価されるかどうかは、あなた自身これからにかかっていると言えます。

町長、今回の町長選のマニフェストにおいて、「夢」では、幼・小・中学校の連携を充実させ、将来一人でも多くの子供たちが夢を持ち、これを実現させてくれるような教育への取り組み、「活力」では、子供たちが心身ともに力強くよい教育への取り組みと述べられています。殊のほか教育には熱心に取り組まれる姿勢を示されており、その点私は大変評価しております。

さて、本年の6月議会では、私は三宅町の教育のあり方、社会教育について一般質問をいたしました。その際、ラジオ体操を三宅小学校でも取り組んではという趣旨の提案をさせていただきました。当時の教育長の回答の趣旨は、三宅小学校では、文部科学省が以前から進めている「特色ある学校づくり」に呼応し、職員が知恵を出し合い、体育の時間に開始に備えた準備体操として三宅っ子体操をつくり上げ、実施していますというようなものでした。前教育長によれば、三宅っ子体操は、いわゆるストレッチ体操を中心とした準備体操とのことでしたので、それは体育の授業の中で十分取り組んでいただき、運動会という地域の方々を招いた形での体育行事では、全国どこでも、だれでもが知っている、できる体操、すなわちラジオ体操を行っていただきたいと思います。

ある有名企業の社長は、「ラジオ体操は科学的、論理的に考えた体操であり、（中略）夏になれば小学生が地域を越えてラジオ体操ができる組織と輪ができています。地域だけでなく、各企業にも普及しており、当社を含め多くの企業が毎朝ラジオ体操を実施しています」と述べられております。私の企業経験から顧みましても、ラジオ体操が準備体操として広く取り入れられております。

以上のことから、小学校でラジオ体操の指導を行うことは、子供たちの将来にとって大変有意義なことであろうと考えます。

式下中学校でも、ラジオ体操を実施しています。先生方が考えられ、指導されている三宅っ子体操に敬意を表しつつ、私はラジオ体操の指導を小学校でも行っていただきたいと切望しております。

最初に言及しましたように、町長は、幼・小・中学校の連携を充実させることを重視して

おられますので、三宅小学校でもラジオ体操の導入を積極的に行うよう、働きかけてはいかがでしょうか。今回の小学校の運動会は10月と聞いております。今からでも遅くはないです。小学校の運動会にラジオ体操を導入すべきだというふうに思っております。

大阪の橋下知事が教育について問題を提起されておりますが、メンも、これですね、各首長がいろんなところから声を上げて、そして国のほうに発するの、これは新しい町長の、一つの大きなこれからの政治家としての、大きな糧になるんじゃないかというようなふうに思います。

町長はお若いです。決断力もある。また、先ほどの答弁の中でも国歌とかまた国旗とか、そしてラジオ体操、こういうものにも触れられました。私もそれには同感でございます。どうか、法律がどうかじゃなくて、三宅町独自として、そういうことを発信することも大事ではなかろうかと、これからの町長を一回りも二回りも政治家として大きく成長させる、そういう糧にもなるんじゃないかというようなふうにも思いますんで、町長の決断をお聞かせください。

また、町長の回答いかんにおきましては、自席からまた再度質問をさせていただくこともありますので、よろしくお願いしております。

以上です。

○議長（池本久隆君） どうもご苦労さん。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 5番、松田議員のラジオ体操の一般質問について、議員のご質問の最後のほうには、町長のご決断を伺いたくという文章がございましたが、まず最初に、行政による教育への不介入の原則等もございまして、その点ご理解いただきまして回答をさせていただきます。

まず、学校教育は、学習指導要領に基づき毎年度学校長が教育課程を編成し、教育委員会へ届け出て、教育活動を行っているものでございます。運動会は教育課程に基づき実施される学校行事でありますので、学校が考え実施されることをご理解いただきますようお願い申し上げます。

議員の指摘されるラジオ体操については、以前からもお答えしておりますように、学習指導要領には記載がございませんが、三宅小学校として、将来のことを考え4年生以上には指導されております。ラジオ体操が職場の朝礼等での実施を含めまして各地で開催されていますように、今後私も含めまして、そして議員ご自身も率先して、夏休み期間中あるいはまた休日等での地域の人々への拡大もお願いして私の回答とさせていただきます。

○議長（池本久隆君） はい、松田議員。

○5番（松田睦男君） 町長も中身はよく理解されておるんですが、やはり町長という立場もあって、それ以上踏み込んだことはちょっと話ができないんだろうと、その胸のうちは理解いたしますが、これですね、今ありましたように私、前、町長がこちらの席におられたときも、行政側に何回もいただきました。私がスポーツ少年団で子供たちとやっているときは、町の体育大会がありますね、そのときにはスポーツ少年団の子供は、国旗を持ってそして運動場を一周して国旗掲揚をし、そして少年団員が1人壇上に上がって全部前に出て、そして町民の皆さんの前でラジオ体操を、そういうことをやってまいっております。

また、子供会とスポーツ少年団が曽爾のほうに行ってキャンプします。そのときでも、我々がスポーツ少年団をやっているときには、堂々と体操も行ってきました。その後、いつしか三宅町で三宅っ子体操というものが始まって、それで今町長がありました、4年生以上にはラジオ体操を教えていると、これは四、五年前からのことでございまして、三宅の小学校の子供が曽爾に行ったときに、ラジオ体操の順番が回ってきてもラジオ体操ができなんだと、そういう事実がありまして、前の校長の高橋校長がこれではいけないということで、体育の時間に体操を取り入れたというのがこの経過でございます。

そして、この三宅っ子体操が始まって、今までは地域において夏休みには公園とかあるいはお宮さんとか、広場とか、そういうところでみんな胸に出欠表をつけて、そしてラジオ体操に行き地域の方と交流を深め、その中でいろいろと交流もなされてきましたが、三宅っ子体操が始まってから、そういうことが一切なくなったと。一方では、社会教育の中で子供たちは学校とそして地域とが、家庭と育てていかなければならないということを片方では言いながら、片方ではそういうことをやっている。それが三宅の教育はどこを向いて教育しとるんだということを再三申し上げましたが、答えは、法律はこうこうでございます、もうその一点張り。もう少し地域に密着した、そういう行政を新しい町長のもとで、それをやっていただきたい。

また、今度教育委員も新しく任命されましたし、教育長も間近にできると思います。

新しい教育長にもその点につきましては、私はそれを三宅町の小学校でラジオ体操を復活するまでは、私はいろんな場でこのことを訴えてまいりたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（池本久隆君） はい、町長。

○町長（志野孝光君） 松田議員の2回目のご質問でありましたように、まず、国旗等につきましてはお話が出ましたので、少しお答えいたします。

私、初登庁の7月28日には、本庁舎前の国旗とあざさ苑の国旗を新しいものにつけかえさ

せていただきまして、掲揚を行わせていただきました。その点ご理解よろしく願いいたします。

また、先ほど公園やお宮さんの空き地でカードをつけてというお話が出ましたが、私も確かに幼少のころその思い出が今でも目に浮かんでまいるのが現状でございます。かといまして、実際のところ、就任いたしまして私ごとではございますが、家でラジオ体操の話を一番下の小学生の子供にしましたところ、やはり地域でのラジオ体操の行事もなくなっておりましてかなりの日数がたっておる今では、復活になかなかいい返事が子供から出ないのも現状でございます。地域のそういうラジオ体操等への復活へは、私も粘り強く活動を広げていく気持ちでいっぱいでございますので、その点もあわせてご理解ください。

そして、学校教育の場におきましては、先ほども申し上げましたように、教育委員会というのは、中立を守るため首長から独立した合議制の機関でございまして、首長の指揮命令は直接及ばないという原則もございますので、今後は、先ほどお話にもありましたように、恐らくもう間もなく教育長も決定されるであろうこの時期、私からは教育機関に対しては命令、指示ではなく要請という形で強く活動を続けてまいる所存でございますので、松田議員のご理解をいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（池本久隆君） はい、松田議員。

○5番（松田睦男君） 今町長より答弁いただきました。一応決意のほどをお聞きしまして、ただ、三宅小学校は三宅町立小学校ということを頭に置いて、その三宅小学校のトップは町長であるということでございますので、そういうことで今後ともよろしくお願いいたします。

以上でございます。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（池本久隆君） 次に、6番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

6番議員、池田年夫君。

○6番（池田年夫君） 議長の許しがありましたので、日本共産党を代表して一般質問を行います。

さきに町長選挙が行われたわけでありましてけれども、その事前に土地問題のチラシなどが配布されたわけですが、議長に対して一般質問の項目として土地問題について町長の姿勢について問いたいということで出したわけでありまして、議会運営委員会のほうで多数で否決されたということで、今回は省かせていただきます。

それでは、後期高齢者医療の保険料について伺います。

政府の見直しで保険料の納付方法が天引きから口座振替に変更が可能になります。口座振

替によって減税されるケースが出てくるということになります。本町の場合、後期高齢者は844名というふうに聞いていますが、8月12日現在で既に10名の方が口座振替を希望されているということでもあります。年金収入の180万円未満の方で、所帯主が子供または配偶者の口座振替にすれば、税控除の対象になり税負担が軽減になる場合があるということでもあります。本町の場合、年収入180万円未満の方の人数は何人で、口座振替の該当者は何人おられるんでしょうか。徴収も大切ですが、住民の節税についても協力すべきであります。本町として口座振替を活用するよう広報し、住民の不利益にならないようにすべきではありませんか。

また、普通徴収の方の人数と、徴収が困難な場合どうしていくのか。後期高齢者の方で、昨年まで国保税を納入されていた方の中で、国保税の滞納者はあったでしょうか。その人数は何人で、納税が困難な方に対する本町の対策はどのようなになっているんでしょうか。町長の所見を伺います。

次に、本年4月1日に交付された、地方税等の一部を改正する法律によって、個人住民税の寄附金税制度、いわゆるふるさと納税ということですが、大幅に拡充されました。本町としての考え方、取り組みはどのようなになっているんでしょうか。町長の所見を伺います。

新町長の町づくりについて質問したいんですけども、先ほど表明されただけで、具体的にまだ十分吟味していませんので、次回に回したいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（池本久隆君） はい、志野町長。

○町長（志野孝光君） 6番、池田議員の一般質問2点、ご通告いただいております。

まず、第1点目の後期医療の保険料について、この点につきましては町民生活課長より、2点目の個人住民税の寄附金税制度については総務課長のほうより、おのおのお答えさせていただきます。

○議長（池本久隆君） 中川課長。

○町民生活課長（中川 章君） ただいま、池田議員より後期高齢者医療制度のご質問についてお答えいたします。

議員が質問の冒頭で示されております今回の見直しで、年金天引き者が一定の要件を満たすことによって口座振替により減税されるケースが出てくるということですけれども、従来の年金からの天引きと、今回の世帯主並びに配偶者からの口座振替のいずれを選択した場合であっても、世帯の構成やご本人を含めた世帯の方の所得の状況、保険料の額などにより異なることから、一概に減税につながるとは申し上げられないと思います。

本町の7月末時点の後期高齢者の被保険者につきましては、836名であります。その内訳は、

年金の特別徴収者で746名、普通徴収者で90名、その普通徴収者のうち既に口座振替をご希望されている方につきましては29名であります。

年金収入が180万円未満の対象者の方につきましては687名であります。そのうち口座振替を希望されている方は16名で、今回の改正によります口座振替の希望者は9名であります。

昨年まで国民健康保険の被保険者の方で、今回この4月から後期高齢へ移られた方の滞納者の人数につきましては、20名となっております。

今回の保険料の負担軽減並びに納付方法の制度改正につきましては、既に県の広域連合からは8月初旬に新聞の折り込みがなされております。本町からは、8月中旬に今回の負担軽減の新たな保険料の軽減対象となられた方に対しましては、既にお知らせを行っております。

その他の被保険者の方につきましても、新たな納付方法につきまして、9月の広報紙にもう既に折り込みを行い、お知らせを行いました。さらにまた9月1日には、政府より今回の制度改正によります新聞の折り込みがなされたところであります。11月には、後期高齢者医療制度をよりご理解いただけるように、県の広域連合のほうで制度全般にわたりますパンフレットの作成が行われる予定であります。この件につきましても、また被保険者の方々に配布をさせていただく予定であります。

さきの後期高齢者の保険料並びに国民健康保険税の納税が困難な方に対する対応につきましては、現段階では、国民健康保険税におきましては、被保険者から納付相談を受けまして、分納誓約等を行っております。その点後期高齢者の保険料に関しましても、国民健康保険税同様に納付相談等を受けまして、納税に向けてご理解を願っているところであります。

以上です。

○議長（池本久隆君） はい、東浦課長。

○総務課長（東浦一人君） 続きまして、個人住民税の寄附金制度、いわゆるふるさと納税についてのご質問にお答えいたします。

ふるさとを応援したい、ふるさとへ貢献したいという方の思いを実現するため、ふるさと納税制度が始まりました。三宅町でも、当町を応援していただける方からの寄附を受け付けるため、現在事務を進めているところでございます。

一方、ふるさと納税制度は、地方税の応益原則とのそごや多大な徴税コストなどに問題があり、税収格差の是正効果には限定的であるということも、あらかじめご承知をしていただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（池本久隆君） 4番議員、坂東 暹君の一般質問を許します。

4番議員、坂東 暹君、はいどうぞ。

○4番（坂東 暹君） 議長のお許しをいただきましたので、4番、坂東が一般質問をさせていただきます。

私の一般質問のテーマは、経常収支比率の低減への取り組みについてであります。

まず初めに、新町長の就任おめでとうございます。三宅町の改革に向けて、数々のお取り組みをお考えのことと推察いたします。そこで、三宅町の財政再建課題の一つであります、経常収支比率の改善についてお尋ねをいたします。

18年度の我が三宅町の経常収支比率は113ということで、奈良県下では最悪、最低と報じられました。このことは新聞でも大々的に発表されましたので、ご承知のとおりでございます。19年度の速報値によりますと、この113が105ということで、若干の改善は見られますが、根本的な対策が進行している結果ではございません。この数値は、簡単に申し上げれば、収入に対する固定費の割合ということになるんだと思います。もう少し申し上げますと、普通交付税、消費税、すなわち収入に対して、出ていくお金、職員の人件費、給料、それから義務的経費、法律とか条例で定められて義務的にお支払いをせなければならない経費、それから公債費、借金の返済です。この比率でございます。すなわち、平均的な収入に対する固定費、固定的に黙っていても出ていってしまう費用の割合でございます。これが113と。すなわち、平均的な収入に対して、それに13%上回ってしまっていると。

民間会社でいえば収入から借入れの返済と給料と電気、水道を払っただけで、毎月13%の赤字で会社運営の諸経費も出ない状況やと。こんなふうに理解をしております。こういうことになりますと、倒産は時間の問題ということになるわけでございまして、私たちの世帯の家計で考えましても、給料からローンを支払って、電気代、子供の費用その他もろもろを支払ってしもうたら、1カ月の運営費用が、生活費が出てきえへん状態やと。こんなふうなことだろうと私は理解をしております。

しかるに、三宅町の集中改革プランを拝見しますと、定員適正化計画の推進と立派なお題目はついておりますけれども、退職予定者をカウントするにすぎない、甘い甘い、適正化とはほど遠い計画やと、私はこのように考えております。

そこで、これらを改善するために、共通認識についてひとつベクトルを合わせたいと思います。

1つは、三宅町の財政は非常に厳しい状況にあり、民間会社では倒産に近いと。これは、どなたもイエスと、こう言われると思います。

2つ目に、経常収支比率が高いことは大問題で、直ちに改善行動をしなければならない。

これも先ほどの説明で皆さんどなたもイエスと、こういうことになるんじゃないかと。

低減するポイントは人件費である。先ほどの説明で申し上げましたように、収入に対する固定費の中で、義務的経費と借金返済払うたらもう人件費しかないわけですから、これもイエスでしょうと。人件費の削減ということになると、職員の頭数、人数か給与と。こういうことになるわけでして、これもイエスだと思います。

しかし、職員にも生活がかかっとなりますから、いきなり首を切ってしまうと、こういうことはできないわけございまして、できるだけ早い対策を打っていかんといかんと、これもイエスだというふうに思います。

町民目線では、職員は大変忙しいというふうに映っているかどうか、これはちょっと主観的な要素でございますので、見解の分かれるところかもしれません。私の目にはこれはノーと映ります。

次に、町民目線で、職員の数は多いと思っているか。これも、そういう見解の分かれるところでございますけれども、私の目にはこれもイエスとなるということでございます。

そういう前提条件を踏まえまして、経常収支比率改善のための取り組みについて、お伺いをいたします。

1つは、真の定員適正化計画を作成していただきたい。現状人員をベースに配置を考えるのではなく、今までこうやからこうやということでもなく、できない条件を探すのでもなく、あるべき姿をベースに計画を作成願いたい。この計画を時間をかけて、このところを明確にして時間をかけて推進していくということにしていきたい。現状はそういう計画が、ないと言ったら失礼ですけれども、不十分やと、こういうふうに認識をしております。

2つは、首切るわけにはいかないわけですが、職員の皆さんについては、やっぱり仕事を選んでもらっては困るんじゃないかと。例えば、臨時、派遣、アルバイト、請負等々で外部に委託している仕事については、やっぱり職員で代替していただくことを考えていただきたい。残業は基本的にゼロにしていきたい。そこまでいなくても、やっぱり削減してほしいと。

以上、現状に対する共通認識の上に立って、私の質問と提案でございます。新町長が着任をされて時間もない中で大変厳しいご質問をさせていただきまして、まことに申しわけないと思っておりますけれども、町民の熱い期待と受けとめていただきまして、前向きなひとつ計画をお願いしたいと、こういうふうに思う次第でございます。

以上でございます。

○議長（池本久隆君）　ご苦労さんでございます。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君） 4番、坂東議員のご質問にお答えいたします。

まず、経常収支比率については、平成18年度において113%、平成19年度においては、確定値ではございませんが、105%であります。前年度より8%の減率という三宅町にとっては過去に例を見ない数値でございます。これは、経常一般財源として収入面で滞納処理の努力による町税の増加及び普通交付税の算定見直しによる微増、また歳出面においては、退職者不補充による人件費の減額が主な要因であります。結果的に、8%という大幅な改善につながったものでございます。これまでの行政努力がその結果としてここにあらわれているものであります。

さて、共通認識についてのお尋ねでございますが、簡単にイエスかノーとの回答は非常に困難ですので、以下のとおり回答させていただきます。

三宅町の財政は、依然として厳しい状況にあるものの、本日配付いたしております財政健全化法による5指標中、赤字比率、実質赤字比率、資金不足比率がないことから、民間会社に例えると決して倒産に近い状況ではございません。経常収支比率が高いということは、財政の硬直化にあるということと十分に認識いたしております。ただし、先ほど申し上げましたとおり、平成19年度には比率が大幅に改善されており、今後も集中改革プランに沿った行財政改革を進めてまいります。また、経常収支比率が改善されたのは、人件費の削減が大きな要因であり、これまで退職者不補充を行ってきた結果であることと考えております。

次に、職員の生活があるからリストラできないのではなく、定員管理に基づいた勧奨退職を含めた人件費削減を今後とも進めていく方向性に変わりはございません。

住民目線は、時に鋭く、時に厳しく、時に恣意的なことがございますので、客観的に三宅町を含めた市町村の現状を見ますと、地方分権が進められる中、職員一人一人の業務はますます増加する一方、国からの公務員の純減という厳しい要求の中で、業務量は格段と増加しているのが現状でございます。

次に、ご提案いただきました改善策については、職員が仕事を選んでいるということではなく、委託につきましては、専門性や資格が必要な業務について委託をせざるを得ないという状況でございます。また、費用対効果という点で委託すべきものは委託し、職員ですべきものは職員で行っていく姿勢に変わりはございません。

また、残業を基本的にゼロとするということは、職員数の削減と相反する点がございまして、現実的には残業をゼロとすることは困難であると認識しており、ゼロへの方向へ近づけるため、今後機構改革も視野に入れながら、適正な人員配置等を図ってまいりたいと考えております。

最後に、今後も集中改革プランを基本として、さらに経費削減及び安定的な財源確保に取

り組んでいくことにより、経常収支比率の改善を図ってまいる所存でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（池本久隆君） はい、坂東議員。

○4番（坂東 暹君） 私の申し上げています問題は、非常に難しい問題でございまして、すぐに結論の出るような内容ではございません。ただいま町長からご回答をいただきました費用対効果、こういうこともしっかりと見きわめていかんといけませんし、それから、やっぱりこれを推進する中で、アイデアがいろいろとちょっとあろうかと思います。私も幾つか持っております。そういうことも入れながら、あるいは職員の皆さんのやっぱりベクトルをしっかりと合わせながら、こういうことをひとつ、息長く取り組んでいていただきたいと、こんなふうに思う次第でございます。特に町民の皆さんはたくさん目で職員の皆さんを見ていらっしゃる。玄関から入って、いろんな場面で職員の皆さんを見ていらっしゃる。そういうこともしっかりと意識をしていただきまして、ひとつ前向きにお取り組みをいただきますようお願いを申し上げ、終わらせていただきます。これ以上の回答は結構でございます。

○議長（池本久隆君） 時間が12時を回りましたけれども、馬場議員の質問が1つ残っておるわけでございます。引き続いてやっていきたいと思っておりますので、ひとつご了承願いたいと思います。

◇ 馬 場 武 信 君

○議長（池本久隆君） それでは、2番議員、馬場武信君の一般質問を許します。

2番議員、馬場武信君。

○2番（馬場武信君） 2番議員の馬場武信でございます。

まずは、町長の就任おめでとうございます。

さて、一般質問に移させていただきます。

志野新町長は、議員在籍わずか1年少しで議員辞職され、町長選に出馬されました。議会議員としての住民に対する公約は何だったのか。また、議員辞職は議員としての責任放棄であり、議会軽視であると言わざるを得ません。また、町長職としても、同様なことが起こるんじゃないかとの懸念を払拭するためにも、町長は住民に対して説明責任があるかと思えます。町長のご所見を賜ります。

次に、新町長は選挙期間中、また着任時、経験より若さでチェンジと住民並びに職員に訓示されております。また、「三宅町維新」をも標榜されております。維新とは、すべてを新しくすることであります。町長の思い描く三宅町の新しい町の姿とは、どういう町を考えて

おられるか。また、そのための一番のポイントはどこにあるか。具体例でもってお示ください。

維新断行には、強力なリーダーシップ、また卓抜した才覚、度量、加えて死をも恐れぬ覚悟が伴わなくてはなりません。知識、経験不足は若さでカバーするとアピールされておりますが、本当に若さだけで維新断行の町の行政ができるのでしょうか。

知恵のない知識、若さは時には暴走するとある識者は警告いたしております。新町長のご所見を賜ります。

いま一つ、町長は選挙公約中、「ななめ社会」の組み入れということを標榜しておられます。「ななめ社会」とはどういう社会を指し、三宅町においてはどのようなありさまなのか、ご説明いただきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（池本久隆君） はい、志野町長。

○町長（志野孝光君） 2番、馬場議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、議会議員として住民に公約されたのは何だったのかというご質問でございますが、議員として公約をほごにすることでは決してございません。これからの町政運営に取り入れてまいりたいと私は考えております。

次に、議員在職1年で任期を残し町長選に出馬したとのことで、議員としての責任放棄、議会軽視ではないかとの声をお聞きされていることとでございますが、確かにそのようなご意見もあることは、私自身承知しております。決して議員として責任放棄ではなく、ましてや議会軽視でないことは、この場におきましてはつきりと断言しておきたいと思えます。

議員を辞職いたしましたのは、この三宅町を住んでよかったと思える町にしたいという私の熱い思いと、多くの町民のご支援により、町長選に出馬いたしました。こういうふうな理由からでございます。ご理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

町長職でも同様の懸念があることでございますが、全身全霊を込めまして、町長職を務めさせていただく所存でございますので、この点もあわせて議員のご理解よろしく願いいたします。

次に、私はこれまで、「継続よりもチェンジ」、「しがらみのない若い力」で三宅維新と申しておりましたが、経験を軽視するとは決して申し上げておりません。また、維新という語句につきましては、馬場議員のご指摘されておりますとおり、「維新＝これあらた」と読み、変革を意味し、すべてが改まって新しくなることとでございます。しかし、私の思いはこれまでのやり方や過去のしがらみにとらわれることなく、住んでよかったと思える三宅町に

変えていこうということでございます。もちろん、私のように若さだけで町政を運営できるとは思っておりません。まだまだ浅学非才でございますので、議会議員の皆様並びに町民の皆様のご理解と協力を賜りまして、職員と一丸となって町政を進めてまいりたいと考えております。そのために、今後とも、生きた新しい知恵を得て、知恵をふやしていきたいと、私考えておりますので、足らざる点につきましては、よい知恵をお持ちの方々からどんどん知恵をおかりしたいと、このように考えております。

最後になりましたが、選挙チラシの中で、確かに「ななめ社会」という私の造語を記しておりますが、説明なしでチラシだけでは十分にご理解いただけない点がございました。私の思いといたしましては、意味するところとして、地域づくりを行っていくについて、行政の枠組みだけではなく、地域の力という、例えば筋交いというものを入れることによって、強化を図っていこうということでございますので、馬場議員のご理解をいただけますよう、よろしく願いいたします。

これで回答とさせていただきます。

○議長（池本久隆君） 以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（池本久隆君） 本日はこれをもって散会といたします。

次回は9月9日午前10時より会議を開きます。本日はどうもご苦労さまでございました。
どうもありがとうございました。

（午後 0時08分）

平成20年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

招集の日時 平成20年9月9日火曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

若井 繁 孝	馬 場 武 信	廣 瀬 規矩次
松 田 睦 男	池 田 年 夫	池 本 久 隆
辰 巳 勝 秀	梅 本 勝 久	若 井 秀 友

欠席議員数（1名）

坂 東 暹

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	志 野 孝 光	総 務 課 長	東 浦 一 人
町民生活課長	中 川 章	産業建設課長	陰 山 尚 則
健康福祉課長	吉 岡 秀 元	教育委員会事務局長	松 本 幹 彦
幼 児 園 園 長	森 本 雅 子	上下水道課長	西 岡 康 次

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	福 本 雅 至	モニター室係	岡 本 豊 彦
モニター室係	森 本 典 秀	モニター室係	赤 松 郁

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

9 番 議 員	梅 本 勝 久	1 0 番 議 員	若 井 秀 友
---------	---------	-----------	---------

平成20年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

平成20年9月 9日 火曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1 認定第1号から認定第6号までの6議案に対する質疑、決算審査特別委員会付託について

日程第2 議案第34号から承認第6号までの9議案に対する質疑、各委員会付託について

◎再開の宣告

○議長（池本久隆君） 皆さん、おはようございます。

きょうは大変お忙しい中、定例議会にご出席いただきまことにありがとうございます。

ただいまより平成20年三宅町議会第3回定例会を開催いたします。

議員各位には公私ご多忙の中ご出席を賜りまして、心から敬意を表する次第でございます。

初めに、4番議員、坂東 暹君より本日の欠席届が出ていることを報告いたします。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしました。本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（池本久隆君） 本日の議事日程はお手元に配付しているとおりであります。

◎認定第1号～認定第6号の総括質疑

○議長（池本久隆君） 日程第1、認定第1号 平成19年度三宅町一般会計決算認定についてより認定第6号 平成19年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの6件を一括議題として、今定例会に通告されました議員の総括質疑を許します。

若井議員。

○1番（若井繁孝君） 議長のお許しを得て総括質疑を行います。

冒頭に通告文もあるんですけども、つけ加えて質問することをお許し願います。

まず、財政健全化法に係る健全化判断比率報告についてということが昨日提出されまして、その中で実質公債費比率20.9%、括弧書きで起債の制限を受けるポイントとして25%という形で記載されております。

そこで意見書が提出されている中で、実質公債費比率についての分析でございますが、早期健全化基準25%の数値よりも下回って、よくなっているという意見書がございます。これは、集中改革プラン並びに町長がマニフェストでうたわれている財政再建及び昨日の坂東議員の一般質問を否定するものと思います。よって、私は、この数値は危険水域にあるということを申し述べて総括質問をさせていただきます。

平成19年度一般会計決算中、財産に関する調書についてでございますが、公有財産（1表）土地及び建物の土地開発基金及び（5表）基金の土地開発基金についてご質問しま

す。

この調書によると、決算年度末で土地地積が宅地4,731平米、田畑8,377平米、その他939平米、合計で1万4,047平米、坪に換算すると4,249坪の保有となっております。金額面で見ますと、（５表）の基金、土地開発基金、土地で6億8,294万30円と記載されていますが、これは俗に言う塩漬け土地となつてはおりませんか。

翻つて運用面で見ますと、土地開発基金条例第6条運用益の整理の規定によるところの一般会計繰入金が土地開発基金利子48万6,532円しかありません。当該条例第3条規定の「町長は、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。」となっていますが、この数値を見る限り欠落しているのではないのでしょうか。

今、我々が求められていることは、財政再建だと思います。こげつきの土地開発基金総額9億4,774万円に着目され、その活用を早期に図らなければならないと思います。本来ならば土地開発基金条例、同管理規則を遵守し行わなければなりません、しかしながら、解決策には難問題が多々あると推察します。町長が標榜されておられる「しがらみのないゼロベースから財政再建」及び「住民にわかりやすい情報公開」とにかんがみ、また土地開発基金の原資をも考慮され、住民への現状説明と理解のもと、当該土地の処分及び活用のため、土地需要計画の見直し等を含めた再樹立・実行を早期に行われ、財政再建の第一歩となされてはいかがでしょうか。また、来年度決算にはこのような数字が払拭されていることを望み、町長の所見をお伺いします。

以上です。

○議長（池本久隆君） 町長。

○町長（志野孝光君） 1番、若井議員の総括質疑に回答させていただきます。

土地開発基金は、公用用地や公共事業地の買収を円滑にするために基金を設置しております。近年は、公共事業が一段落したこともあり、同基金での土地取得は減少傾向にあります。平成19年度決算では、土地開発基金残高が預金で2億6,480万5,615円、土地で6億8,294万1,030円を保有しております。この基金の運用につきましては、地方自治法及び土地開発基金条例により安全確実かつ有利な方法により公金管理に努めなければならないと規定されております。土地開発基金の預金は、現在、歳計現金での普通預金で管理運用を行っておりますので、利子収入も定期預金よりも少なくなっております。

しかしながら、昨今の厳しい財政状況もあり、日常における受け払いを要する歳計現金預金の残高を一定額以上確保しなければならないことから、その資金不足が生じる場合も少なくありません。その資金を金融機関から一時借入れし利息を払うことよりも、土地開発基金の預金を歳計現金預金で運用するのが最適かと考えております。

今後、財政が回復したときには、基金の効率化を図ってまいりますので、どうぞご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

保有用地の売却につきましては、広報紙の折り込みにより周知し、近隣の方々に順次売り払いを行っているところでございますが、ご指摘のように、一部の土地におきましては、境界の確定等問題や、大和中央道のような将来事業に係る残置、加えて土地価格の下落による価格格差など、払い下げが厳しい土地もございますので、今後におきましても、財政再建をかんがみ早期に売り払いができるよう努めてまいりたいと、このように考えております。

○1番（若井繁孝君） よろしいです。

○議長（池本久隆君） 次に、6番議員、池田年夫君の総括質疑を許します。

○6番（池田年夫君） まず、歳入のほうですけれども、決算書の37ページに教育補助未済額で6,257万4,000円というふうになっているんですけれども、これの未済額の内容はどのようなになっているのでしょうか。

続きまして、決算書の47ページに、土地売り払いということが出ていますけれども、これらの件数と場所を明らかにしていただきたいというふうに思います。

次に、歳出ですけれども、決算書の81ページに、老人福祉センターの委託料や消防設備点検委託料が計上されています。老人福祉センターや乳児園など未活用施設・土地の今後の活用についてはどのように考えておられるのでしょうか。

次に、決算書の113ページ、土木費で既存木造住宅耐震審査件数を明らかにしてください。そして、既存木造住宅耐震審査を今後全町の木造住宅を対象にした場合、どのぐらいの費用が必要なのか。今後の計画はどのようなになっているのか。そして、現在、耐震審査をしてもらったところへの今後の指導はどのようにしているのか、質問いたします。

次に、117ページの住宅新築資金等貸付回収管理組合の負担金ですけれども、三宅町で残っている回収件数と金額はどのようなになっているのでしょうか。そして、この住宅新築資金等貸付制度については、連帯保証人が必要ではなかったのではないのでしょうか。

次に、特別会計なんですけれども、国民健康保険特別会計の滞納についてなんですけれども、医療分・介護分合わせて毎年350万円前後の滞納というふうになっています。滞納世帯の件数と、滞納されている方の理由はどのようなものがあるのでしょうか。そして、生活が苦しくなっている中で、家計での保険税の占める割合が高くなってきているわけでありまして、低所得者層の滞納額を減らすために何かからの方策が必要ではないのでしょうか。

そして、次に、介護保険ですけれども、介護保険についても滞納の問題ですけれども、

一般被保険者、退職被保険者、65歳以上の普通徴収の滞納が毎年増加してきているわけであります。介護保険の滞納については、介護保険サービスを受けるときにペナルティーを受けるということになっています。滞納件数がどのぐらいの件数になっているのでしょうか。また、滞納されている方の主な理由はどのようなものがあり、そして、この介護保険料の滞納額を減らすために何らかの方策はとっておられるのでしょうか。

次に、公共下水道事業なんですけれども、公共下水道事業会計でも現年度で176万円の滞納となっています。件数はどのぐらいになっているのでしょうか。滞納されている方の主な理由はどのようなものがあるのでしょうか、質問いたします。

○議長（池本久隆君） 町長。

○町長（志野孝光君） ただいまの6番、池田議員の一般会計、特別会計及び補正予算に対する総括質疑に対しましては、おののお各課担当者より回答させていただきます。

○議長（池本久隆君） 松本局長。

○教育委員会事務局長（松本幹彦君） ただいまの池田議員のご質問ですけれども、収入未済額の件でございますが、繰越明許費で20年度へ繰り越しましたもので、現在、事業を執行中のため入金をされていません。

なお、この件に関しましては、議会開会日に提案説明の中で会計管理者がその旨説明をいたしており、説明済みのものに係るご質問は控えていただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（池本久隆君） 陰山課長。

○産業建設課長（陰山尚則君） 続きまして、歳入、2番目の47ページの土地売り払いの件数と場所につきましては、旧小集落残地関係で上但馬、但馬地域内で7件、決算額で1,447万円、廃道敷で1件、決算額346万8,102円、法定外公共物の用途廃止で5件、決算額192万6,554円であります。

続きまして、私の所管する歳出のほうのご説明もさせていただきます。

歳出、2番目の113ページの土木費のうち、既存木造住宅耐震診断件数は10件であります。今後、全町の補助対象となる家屋を事業対象とした場合、昭和56年5月末日以前の着工件数1,820戸が対象となり、平成20年度から町負担7,500円で計算いたしますと1,365万円が必要となります。また、耐震診断終了後の改修工事等については、国における助成制度は現時点ではなく、個人財産に対する助成の適否等、国における論議を見守る必要があると考えております。

歳出、4番目の115ページの町有地草刈委託料につきましては、場所は、上但馬、但馬地

域内の事業残地で5月で3,300平米、8月で6,300平米、10月で4,100平米で、金額にいたしまして52万3,000円であります。

住宅敷地管理委託料とは、上但馬団地内の草刈りや植木の剪定や上但馬団地を取り巻く水路の清掃と全体的な管理委託費であり、87万4,112円であります。

歳出、5番目の117ページの住宅新築資金等貸付回収管理組合負担金並びに町で残っている回収件数と金額はとのお尋ねですが、組合への負担金は131万6,000円であります。組合に移管した三宅町の貸付金としては、平成19年度末の貸付件数残は86件で貸付残高は1億6,907万4,255円であり、町での貸付契約時には2名の連帯保証人を立てていただいております。

以上でございます。

○議長（池本久隆君） 東浦課長。

○総務課長（東浦一人君） 続きまして、総務課に関します質問につきまして回答いたします。

81ページの老人福祉センターの委託料に関しまして、池田議員からの未活用施設・土地の今後の活用についての質問にお答えいたします。

この件につきましては、平成19年9月の廣瀬議員並びに本年3月の池本議員の一般質問でお答えいたしましたように、未活用施設等につきましては、用途廃止について検討いたしているところでございます。用途廃止後、売却、貸与、譲渡を含め、財源の確保を図ることも視野に入れ検討しておるところでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（池本久隆君） 中川課長、どうぞ。

○町民生活課長（中川 章君） ただいま池田議員からお尋ねの国民健康保険税の滞納につきまして、国民健康保険税の医療分・介護分を合わせまして平成20年5月末の決算におきます滞納件数は286件であります。滞納されておる方の主な理由といたしましては、失業、転出、事業不振等であります。

低所得者層の滞納額を減らすために何らかの方策が必要ではないかとのことですが、さきの後期高齢者保険料の一般質問でもお答えいたしましたとおり、現段階では、被保険者から納付相談を受けまして分納納付により納税にご理解を求め、滞納額の減少に努力を払っている現状であります。

以上です。

○議長（池本久隆君） 吉岡課長。

○健康福祉課長（吉岡秀元君） 池田議員さんの質問にお答えします。

滞納人数は71人、件数は764件、これは1期、2期、3期等の積み重ねです。金額につきましては464万円であり、滞納理由としては主として生活苦、制度への不満等であります。今後、滞納を減らすための方策といたしましては、今後とも制度等への理解をいただくように努力し、引き続き個別納付相談による分納を進めるとともに、夜間徴収を含めた臨戸徴収等を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（池本久隆君） 西岡課長。

○上下水道課長（西岡康次君） それでは、公共下水道事業に対する質問に回答いたします。

現年度滞納件数につきましては575件、主な理由といたしまして生活困窮世帯であると考えます。

以上です。

○議長（池本久隆君） 池田議員。

○6番（池田年夫君） まず、1つは、教育補助の未済額の件ですけれども、先ほど事務局長のほうから答弁あったわけなんですけれども、実際にその未済額の決算書の横に、そういうことであれば、その理由というんですか、繰越明許にしたということをはっきりと、まだ事業が執行されていないことで未収というふうになっているという理由を書くようにすればいいのではないかというふうに思いますけれども、そして、また、説明の中で言われたというふうに言われているんですけれども、実際、僕自身の聞き漏れというんですか、そうかもわかりませんが、もう少し丁寧な答弁の仕方があったんではないかというふうに思います。

引き続いて、特別会計の滞納の分ですけれども、これについても今までも言っておるわけなんですけれども、国保条例についても、ほかの市町村は天災だとか不況とか、そういうあれでやむを得ない場合の自己申請による減免制度というのか、そういう方法もやっているわけであります。三宅町だけそれをやっていないと、先日も前の議会のときにも、今度の後期高齢者の制度ができたときに、そういう制度もあるということも言ったわけなんですけれども、申請減免という方法もあるわけで、生活困窮者に対するそういう救済の方法というんですか、そういうことも考慮していく必要があるのではないかと、ということで、もう一回そういう点についても考慮していただきたいというふうに思います。

そして、住宅新築資金等の貸付管理組合の負担金ですけれども、131万円の負担金とい

うふうになっているわけです。19年度の回収件数と金額については先ほど質問で言ったんですけれども、回収が困難な件数があるというふうに聞いているんですけれども、回収が困難な件数はこのうちに何件で、その困難な件数について連帯保証人の責任についてどのように考えておるのか、はっきりする必要があるんじゃないかというふうに思います。これについて答弁をお願いいたします。

そして、また、国民健康保険についても6割、4割の法定減免があるんですけれども、これについても先ほど申しましたように、申請減免について検討する必要があるのではないかというふうに思いますので、これについて再度質問いたします。

○議長（池本久隆君） 中川課長。

○町民生活課長（中川 章君） ただいまの池田議員のほうから国民健康保険の減免のお話がありました。今回のこの減免に関する事柄につきましては、過去の予算委員会並びに平成19年12月議会、20年3月議会において、池田議員から再三質疑がなされました。既に本町におきましても、災害等に関する減免、生活困窮者も含めますけれども、その関係につきましては、既に国民健康保険税の本町の第26条の規定によりまして、三宅町の税条例に準用しまして、三宅町の税条例のほうへ災害等を含めた減免の申請を上げていただければ、既にもう行っているというような回答を再三させていただいております。

今回の提出されている滞納の話と、また減免の話は別だと思えます。これはまた別の場でまた論議していただけたらなと考えております。

それと、先ほど池田議員からおっしゃいましたように、4割、6割、これは減免ではございません。法定的には、これは国民健康保険税の低所得者に対する減額賦課というようなことですので、法定減免とは混同してもらっては困ると思えます。

以上です。

○議長（池本久隆君） 陰山課長、どうぞ。

○産業建設課長（陰山尚則君） 住宅新築資金等貸付回収管理組合における滞納件数ですが、三宅町の分としては23件と聞いております。また、連帯保証人に向けても組合管理内部の規定に基づき請求されておるものと理解しております。

以上です。

○議長（池本久隆君） はい。

○6番（池田年夫君） 住宅新築資金の場合、連帯保証人がちゃんとついているわけですので、その責任をはっきりさせて、回収に当たるべきではないかというふうに思うんですけれども、その点についてはいかがなんでしょうか。

そして、国保などの滞納についても、そういう税条例でこういうふうになっていると

ということについての、そういう広報というんですか、滞納されている方だけではなくに、
こういう法もありますよということをもっと広報して、実際に滞納が少なくなる方法をと
るべきではないかというふうに思うんですけれども、再度質問いたします。

○議長（池本久隆君） 陰山課長。

○産業建設課長（陰山尚則君） 住宅新築資金等貸付回収管理組合につきましては、議会
も設置されており、その内部で運用されており、当然議論としてはそこでされるべきも
のと考えております。

以上です。

○議長（池本久隆君） 中川課長。

○町民生活課長（中川 章君） ただいまの池田議員の再質問ですけれども、納付相談時
におきまして、納税者の方と今後そういう制度もあるということも、納付相談の日の啓
発となっております、納付関係は。

○議長（池本久隆君） 池田君の質問は既に2回になりましたので、会議規則第55条のた
だし書きの規定により発言を終わらせていただきます。

◎議案第34号～議案第40号の総括質疑

○議長（池本久隆君） 日程第2、議案第34号 平成20年度三宅町一般会計第3回補正予
算についてから議案第40号 三宅町道路線の認定についてまでの7件を一括議題として、
今定例会に通告されました議員の総括質疑を許します。

6番議員、池田年夫君の総括質疑を許します。

○6番（池田年夫君） 一般会計の補正予算の5ページなのですが、昭和59年度の借換債
で40万円というふうになっています。借りかえですから、今後の返済額を新たに借りて
返済するということですので、現在借りている40万円の返済期限は何年で、利子の金額
は幾らになるのでしょうか。また、新たに借りる借換債の年数は何年で返済利子は幾ら
になり、借りかえることによって、今後、三宅町の返済額がどのぐらい減額になるのか
質問いたします。

続いて、公共下水道なんですけれども、1ページなのですが、昭和58年度から平成3
年度までの事業債で2億270万円を繰上償還し、借換債をするということでありますが、
現在借りている事業債の返済期間は何年で、利子の金額は幾らになるのでしょうか。ま
た、新たに借りる借換債の年数は何年で返済利子は幾らになり、借りかえることによっ
て、今後、三宅町の返済額はどのぐらい減額になるのでしょうか、質問いたします。

○議長（池本久隆君） まず、町長。

○町長（志野孝光君） ただいまの池田議員の補正予算に対します総括質疑については、それぞれ担当課の課長よりお答えさせていただきます。

○総務課長（東浦一人君） 事業債の借りかえでございますので、一般会計、特別会計とも私のほうから回答させていただきます。

まず、一般会計における昭和59年度借換債につきましては、利率が7.10%、償還期間が1年半の利子額は3万5,000円でございます。借りかえ後は、利率が約2.5%、償還期間は同年数の1年半で、次に、公共下水道事業債につきましては、それぞれ借り入れ年度により償還期間3年半から11年半、利率が5.60%から7.20%というように異なりますので、全体の利子額と差額によりお答えいたしますと、借りかえ前の利子額は7,128万円で、借りかえ後の利子額は2,626万2,000円でございます。したがって、約4,501万8,000円の減額となります。

以上でございます。

○議長（池本久隆君） 以上で総括質疑を終わります。

したがって、質疑は終結いたします。

◎認定第1号～認定第6号、議案第34号～議案第40号、承認第5号及び承認第6号の委員会付託

○議長（池本久隆君） お諮りします。

平成19年度決算認定案6件、議案7件、承認2件の計15件は、各常任委員会並びに特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） ご異議なしと認めます。

したがって、平成19年度決算認定案6件、議案7件、承認2件の計15件は、各常任委員会並びに特別委員会へ付託することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。なお、10日より15日まで各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、9月16日午前10時より再開いたします。ただいま各常任委員会並びに特別委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにします。

◎散会の宣告

○議長（池本久隆君） 本日はこれで散会いたします。

（午前10時31分）

平成20年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

招集の日時 平成20年9月16日火曜日午前10時00分再開

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

若井 繁 孝	馬 場 武 信	廣 瀬 規矩次
松 田 睦 男	池 田 年 夫	池 本 久 隆
辰 巳 勝 秀	梅 本 勝 久	若 井 秀 友

欠席議員数（1名）

坂 東 暹

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	志 野 孝 光	教 育 長	池 口 誠 伸
総 務 課 長	東 浦 一 人	町民生活課長	中 川 章
産業建設課長	陰 山 尚 則	健康福祉課長	吉 岡 秀 元
教育委員会事務局長	松 本 幹 彦	幼 児 園 園 長	森 本 雅 子
上下水道課長	西 岡 康 次		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	福 本 雅 至	モニター室係	岡 本 豊 彦
モニター室係	森 本 典 秀	モニター室係	赤 松 郁

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

9 番 議 員	梅 本 勝 久	1 0 番 議 員	若 井 秀 友
---------	---------	-----------	---------

平成20年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

平成20年9月16日 火曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1 常任委員長及び特別委員長報告

1. 決算審査特別委員会委員長報告
2. 総務建設委員会委員長報告
3. 福祉文教委員会委員長報告

日程第2 議案第41号 補強・大規模改造事業三宅小学校耐震改修工事（第2期）請負契約
の変更について

◎再開の宣告

○議長（池本久隆君） 平成20年9月三宅町議会第3回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（池本久隆君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎常任委員長及び特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（池本久隆君） 日程第1、常任委員長及び特別委員長報告についてを議題とします。

去る9月9日の本会議におきまして、常任委員会並びに特別委員会へ付託いたしました議案などについて、各委員長の報告を求めます。

まず、9月10日と11日に開会されました決算審査特別委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員長、辰巳勝秀君。

○決算審査特別委員長（辰巳勝秀君） おはようございます。

去る9月5日、第3回定例会本会議において決算審査特別委員会が設置され、当委員会に審査付託を受けました平成19年度三宅町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計歳入歳出決算について、予算の執行が関係法令に沿って適正かつ効率的に行われたかどうか、行政効果が発揮できたか、行政サービスの提供が的確に図られているかなどに視点を置き、去る10日、11日の2日間にわたり委員会を開催し、委員出席のもと慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、平成19年度三宅町一般会計歳入歳出決算は歳入決算額の30億2,916万7,067円で、歳出決算額は30億1,561万4,225円、歳入歳出差引額は1,355万2,842円となり、次年度へ三宅小学校耐震改修工事に係る繰越明許繰越金18万7,000円と純繰越金1,336万5,842円が繰り越しされています。

歳入における主な収入を申しますと、町税の税率は92.1%で7億714万8,088円となり、歳入決算額の23.3%になっております。

地方譲与税を初めとする各交付金収入では1億2,449万6,000円で、歳入決算額の4.1%になっております。

地方交付税は14億5,244万6,000円、歳入決算額は47.9%になっております。

分担金及び負担金並びに使用料及び手数料では、幼児園保護者負担金、式下中学校負担金を初め、町営住宅使用料、幼児園授業料並びに各施設使用料等を含め1億481万299円で歳入決算額の3.5%となっております。

国・県支出金では、児童手当負担金、障害者自立支援給付費負担金、安全・安心な学校づくり補助金、参議院議員選挙事務委託金、福祉医療等補助金、総合センター等運営費補助金、県民税徴収事務委託金を合わせて2億3,459万4,247円となり、歳入決算額の7.8%になっております。

財産収入では、事業残地売却収入、各基金利子を合わせて2,388万5,942円となり、歳入決算額の0.8%になっております。

繰入金では、公債償還基金等の繰入金で6,054万8,875円となり、歳入決算額の2.0%になっております。

繰越金では、前年度歳計剰余金繰越金1,524万9,651円となり、歳入決算額の0.5%となっております。

諸収入においては、指定ごみ袋売却料金、住宅新築資金等貸付金元利金返戻金、職員駐車場収入等を合わせて6,178万7,965円となり、歳入決算額の2.0%になっております。

町債では、臨時財政対策債、一般公共事業債、学校教育施設等整備事業債を合わせて2億4,420万円となり、歳入決算額の8.1%になっております。

歳出においては、予算額に対する執行率は90.9%となり、執行された中でも主な支出を申し上げますと、会計全体の人件費で8億7,472万5,000円となり、歳入決算額の29.0%になっております。

補助費等については、山辺広域行政事務組合負担金、国保中央病院組合負担金、シルバー人材センター運営負担金並びに式下中学校組合負担金等で3億5,422万9,000円となり、歳入決算額の11.8%になっております。

公債費は、介護施設に係る公債費分を除き、町債借入金の元利償還額を合わせて5億3,566万4,000円となり、歳入決算額の17.8%になっております。

繰出金は、各会計への繰出金として4億4,826万9,000円となり、歳入決算額の14.9%になっております。

また、投資的経費については1億7,256万8,000円となり、歳入決算額の5.7%になっております。

次に、審査経過について申し上げます。

まず歳入では、町税の滞納額並びに不納欠損額、徴収コストに関する内容、財産売却収入では事業残地の売り払いについて質疑を行いました。

続きまして、歳出では町長交際費の内容、人件費については臨時職員の雇い上げの賃金及び内容、委託料については電算システムの内容・費用効果並びに広域化、顧問弁護士委託、庁舎管理委託、ため池管理委託、保育所等児童委託、上但馬共同浴場の廃止に向けた検討並びに入浴利用料の管理、指定ごみ袋取り扱い委託、幼稚園バス運行委託の内容精査、幼稚園給食の委託内容並びに食の安全の確保と地元食材の利用等について質疑を行いました。事業費については、敬老事業の対象者、災害備蓄用品の現状、放課後児童健全育成事業、総合センター・解放会館事業等に係る対象者・内容について、それぞれ成果とコスト、廃止を含めた整理・統合化並びに受益者負担を重視した個人負担について質疑を行いました。負担金補助金等については、人権団体助成金、老人クラブ活動補助金、町おこし支援事業補助金の内容の精査・経費節減並びに廃止について、式下中学校組合分担金等について質疑を行いました。

厳しい財政状況の中で、人件費が減額され滞納整理の努力により町税が増加するなど行政努力が結果として見られますが、今後ともより一層の行財政改革に努めるとともに、各委員より出された意見を新年度予算に生かされるよう要請し、一般会計決算については全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成19年度三宅町国民健康保険特別会計決算については、歳入決算額 8 億 6, 115 万 7, 837 円に対しまして、歳出決算額は 8 億 6, 113 万 1, 553 円で、歳入歳出差引額は 2 万 6, 284 円の残額となり、平成20年度へ繰り越しされている決算内容であり、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成19年度三宅町老人保健特別会計決算については、歳入決算額 6 億 6, 934 万 4, 402 円に対しまして、歳出決算額は 6 億 6, 930 万 5, 678 円で、歳入歳出差引額は 3 万 8, 724 円の残額となり、平成20年度へ繰り越しされている決算内容であり、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成19年度三宅町介護保険特別会計決算については、歳入決算額は 4 億 6, 132 万 5, 569 円に対しまして、歳出決算額は 4 億 2, 035 万 5, 760 円で、歳入歳出差引額は 4, 096 万 9, 809 円の残額となり、本委員会は地域密着型介護サービス給付費の内容について質疑を行い、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成19年度公共下水道事業特別会計決算については、歳入歳出決算額同額の 3 億 7, 284 万 5, 346 円の決算内容であり、実質収支額ではゼロ円となっております。本委員

会は、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成19年度三宅町水道事業会計決算については、収益的収入決算額 1 億7,892 万6,548円に対しまして、支出決算額は 1 億6,917万9,698円で、収支差引額は974万6,850 円となっております。また、資本的収支における収入決算額は326万250円、支出決算額は2,592万4,044円で収支差引額は2,266万194円の収入不足となるため、当年度分損益勘定留保資金から2,266万194円が補てんされており、本委員会は、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました平成19年度各会計決算の審議経過及び結果であり、いずれも原案のとおり全員賛成で承認していただきました。

以上でご報告を終わります。各委員におかれまして何とぞよろしくご賛同の上、委員長報告といたします。

○議長（池本久隆君） ありがとうございます。

続いて、9月12日午前10時より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員長、辰巳勝秀君。

○総務建設委員長（辰巳勝秀君） 総務建設委員長報告を行います。

去る9月5日、第3回定例本会議において、総務建設委員会に付託を受けました各議案について、12日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告します。

まず、議案第34号 平成20年度三宅町一般会計第3回補正予算案について、歳入では、款9 地方交付税において普通交付税839万5,000円の増額が図られるとともに、交付税に関連する歳入として款8 地方特例交付金で166万7,000円の増額並びに特別交付金3,000円の減額、款17繰入金では、財政調整基金繰入金1,000万円の増額が行われ、款20町債の臨時財政対策債190万円の増額並びに公的資金補償金免除繰上償還に係る公的資金借換債40万円の増額補正が行われております。

款19諸収入では、住宅新築資金等貸付金の繰上償還に伴う元利金の返戻金755万3,000円の増額を行うとともに、自治総合センターコミュニティ助成金90万円の増額補正が行われております。

次に、歳出における人件費について、職員の退職並びに人事異動等による人件費の予算調整を行っており、総務費で176万6,000円の減額、商工費で588万4,000円の減額、土木費で864万1,000円の増額が行われております。

款2 総務費については、税務総務費で国の税制改正による住民税審査サービス（電子申告）及び公的年金特徴サービスに係る電算システム改修費として2,002万6,000円の増

額が図られております。

款8土木費については、下水道費では公的資金補償金免除繰上償還に係る予算調整に伴う公下会計繰出金91万6,000円の増額補正が行われております。

款9消防費については、消防総務費で自主防災組織育成を図るため自治総合センターコミュニティ助成事業を活用し、伴堂防災倉庫備品の整備助成として90万円の増額補正が行われております。

款12公債費については、公的資金補償金免除繰上償還に係る元金49万4,000円の増額並びに住宅新築資金等貸付金の繰上償還に伴い、償還金638万2,000円の増額補正が行われております。

款14予備費については、歳入歳出、予算額の調整を行うため256万4,000円の増額補正が行われております。

以上、一般会計第3回補正予算中、本委員会の所管に係る予算については、国の税制改正による電算事務委託料、財政調整基金繰入金、住宅管理についての質疑を初めとし、今後の財源見通し等を含め、各科目別に十分に審議を行い、委員会での質疑を新年度予算編成に向け生かされるよう要請し、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第37号 平成20年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算案の2億361万6,000円の増額については、公的資金補償金免除繰上償還変更に伴う借換のための増額補正であり、公営企業借換債の期間並びに水洗化率及び水洗便所改造資金の借り入れ状況等についての質疑を行い、全員賛成で原案どおり承認いたしました。

次に、議案第38号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の制定案並びに議案第39号三宅町特別職報酬等審議会設置条例の一部を改正する条例の制定案については、地方自治法の一部改正による議員の報酬に関する規定の整備を行うべく、現行の規定から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするためのものであり、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第40号 三宅町道路線の認定案については、宅地開発行為に係る寄附により新たに町道の認定を行うものであり、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、承認第5号（先決処分事項報告）平成20年度三宅町一般会計第2回補正予算案については、歳入では款18繰越金において、前年度繰越金として231万1,000円の増額が行われ、歳出では款2総務費5において、町議会議員選挙費として77万3,000円の増額が行われ、款14予備費については、歳入歳出予算額の調整を行うため153万8,000円の増額補正が行われたものであり、全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が、総務建設経済委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査

を行い、おのおの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

どうもありがとうございます。

○議長（池本久隆君） 続いて、9月12日午後1時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員長、松田睦男君。

○福祉文教委員長（松田睦男君） 福祉文教委員長の報告をいたします。

去る9月5日第3回定例会本会議において、福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、12日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告をいたします。

議案第34号 平成20年度三宅町一般会計第3回補正予算案について、歳入では、款12使用料及び手数料で上但馬共同浴場の6カ月の運営延長に係り、使用料189万円の増額補正が行われています。

款14県支出金では、補助金の額確定により心身障害者医療費県費補助金2万7,000円の増額、乳幼児医療費県費補助金24万6,000円の増額補正が行われております。

次に歳出では、人件費については職員の退職並びに人事異動等による人件費の予算調整を行い、民生費では介護保険特別会計への職員給与繰出金136万5,000円の増額を合わせ1,490万7,000円の減額、衛生費では592万円の減額、教育費では1,224万9,000円の増額が行われています。

款3民生費については、医療費の確定により返還金が生じたため償還金利子及び割引料について、老人福祉費で5万9,000円の増額並びに母子福祉費で15万1,000円の増額補正が行われております。

款4衛生費では、平成21年3月の上但馬共同浴場の廃止に向け、運営費用6カ月分、809万9,000円の増額補正が行われております。

款10教育費では、副読本「私たちの三宅町」の印刷製本費97万1,000円の増額補正が行われています。

以上、一般会計第3回補正予算中、本委員会の所管に係る予算については、上但馬共同浴場の業務委託契約内容、運営並びに利用状況、解放会館臨時職員賃金を初めとし、各科目別に十分に審議を行い、原案どおり全員賛成で承認いたしました。

議案第35号 平成20年度国民健康保険特別会計第1回補正予算案の147万2,000円の増額については、70歳から74歳の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置に係る会計事務の取り扱い変更に伴う予算額の組み替え並びに老人保健拠出金の額確定に伴う補正

であり、原案どおり全員賛成で承認いたしました。

議案第36号 平成20年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算2,852万1,000円の増額については、歳入では、款4支払基金交付金において、過年度分介護給付費交付金256万6,000円の増額並びに過年度分地域支援事業支援交付金1,000円の増額、款5県支出金において、過年度分介護給付費県負担金106万7,000円の増額、款6繰入金では職員給与等に係る繰入金136万5,000円の増額、款8繰越金では前年度繰越金の確定により2,352万2,000円の増額補正が行われております。

歳出では、款2保険給付費において、各事業の今後の需要量を勘案し、介護サービス等諸費で1,105万円の減額、介護予防サービス等諸費で600万円の増額、高額介護サービス等費で302万円の増額、特定入所者介護サービス等費で203万円の増額補正が行われ、款5地域支援事業費については、介護予防事業費で職員給料等136万5,000円の増額補正、款6諸支出金については、過年度給付事業交付金の精算に伴う返還金838万2,000円の増額補正が、款7予備費については歳入歳出、予算額の調整を行うため1,877万4,000円の増額補正が行われております。本委員会では、全員賛成で原案どおり承認いたしました。

承認第6号 (先決処分事項報告) 平成20年度三宅町老人保健特別会計第1回補正予算案の755万8,000円の増額については、後期高齢者医療制度への移行に伴う医療費の請求遅延の中での高額医療費の発生と交付金の額確定による増額補正であり、全員賛成で原案どおり承認いたしました。

以上が、福祉文教委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（池本久隆君） ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

はい、池田議員。

○6番（池田年夫君） ただいま決算審査特別委員会、総務建設、福祉文教常任委員会の

各委員長からそれぞれ報告がありました。認定第1号 平成19年度三宅町一般会計決算認定についてから承認第6号（専決処分事項報告）平成20年度三宅町老人保健特別会計第1回補正についてまで、ただし議案第41号 補強・大規模改造事業三宅小学校耐震改修工事（第2期）請負契約の変更についてを除くものについて、反対議案4件、賛成議案11件の15件についての討論を行います。

平成19年度三宅町の一般会計決算を指標で見ると、人件費の削減で経常収支比率は昨年度の113%から105%と改善され、公債費負担比率いわゆる元利償還金に充当された歳入一般財源総額に対する割合は19.1%と高くなり、起債制限比率も13%から15.8%になっています。起債制限比率は、過去3年平均のうちで20%以上になりますと一般単独事業の地方債の許可がとれなくなります。結局、人件費を削減し借金返済に充てられたということであります。

歳入で、町民税が8,054万円増加しているのは政府の三位一体で税源移譲、定率減税の廃止によるものであり、住民負担によるものであります。さらに、10月からの下水料料金の値上げ、し尿くみ取り料金の改定、ごみ袋の有料化など住民に負担を求めた結果の決算認定であります。また、同和事業団地の売り払いについても4年越しの売却を見込み、昨年より財産収入で2,191万円の増、地方債も昨年より5,020万円の増になっています。

歳出では、昨年度の決算額より全体で5,528万円の増額となっています。議員の定数減で1,437万円の減、衛生費でごみ袋有料化等で740万円の増、土木費では近鉄踏切拡充工事請負の中止等で7,187万円の減、教育費は小学校耐震補強改修工事等で3,904万円の増となっています。

選出別で歳出を見てみますと、人件費で昨年度より8,609万円の減、公債費積立金で1,600万円の減、普通建設費で6,805万円の増、物件費で4,648万円の増、全体で昨年度より5,502万円の歳出増となっています。

今住民が求めているのは、政府の地方税更正のもとで行政改革委員会からの中間報告があったとはいえ、地方自治体としてやるべきことは、いかに住民の生活と生命を守るかであります。決算委員会でも指摘された人権団体の助成金、人権教育予算の思い切った削減等の見直しが必要であります。よって、平成19年度一般会計決算認定については反対であります。

次に、議案第2号から第4号 国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計であります。国民健康保険特別会計は平成17年度、18年度に保険料を連続して値上げし、滞納についても590万円の増、老人保健特別会計では医療費の高騰が続く中、

いかにして医療費を抑えるかが今問われています。国保会計、老人保健会計の医療費の中で、医療費の高くつくがんや循環器系の疾患など病名別を調査し対策を講じると同時に、薬についても薬品会社の利益につながる新しい薬だけではなく、今まで使われて効能が発揮されている古い薬の使用を医療機関に求めると同時に、国保税が高くなり支払いが困難な家庭がふえる一方、医療費の窓口負担がふえ、重くならないと医者にかからないという状態になってきています。健康予防について力を入れ、医療費の低下に努めるべきであります。ことし4月から後期高齢者医療制度事業が始まり、高齢者は年金からの保険料の天引きに悲鳴を上げ、年齢で医療が差別されています。介護保険については、法改正後、居宅介護サービスで平成18年度から19年については584件の減となり、介護サービスが受けにくくなっており、住民サービスの低下になるこの3特別会計については反対であります。

次に、決算認定で賛成の議案について述べます。

議案第5号 公共下水道事業特別会計ですが、歳入で一般会計からの組み入れとして1億8,271万円、町債として9,110万円、歳出で事業費として1億1,249万円、公債費として2億6,035万円となっています。本町の公共下水道の整備率は90.4%、普及率は97.2%、水洗化率は88.4%になっています。水洗化率の向上になお一層知恵を絞られることを提案し、賛成といたします。

議案第6号 水道事業特別会計であります。以前一般会計からの繰り入れされていた500万円が減額され、水道事業会計も厳しくなっていますが、財政難の折、本町としても企業努力して住民の生命と財産を守る防波堤になるよう要請し、賛成といたします。

議案第34号 平成20年度三宅町一般会計第3回補正予算から議案第37号 平成20年度三宅町公共下水道事業会計第1回補正についてですが、一般会計第3回補正については上但馬共同浴場の補正として10月から来年3月までの補正予算が計上されています。決算特別委員会や福祉文教常任委員会でも論議されましたが、廃止の方策について住民に対して行政として説明責任があります。3月議会で9月までの補正が可決され、限定された期間の中で7月に町長選挙があったにせよ、行政として住民に廃止の方策を説明してこなかったのが問われます。今後、行政として住民の実態調査と今後の方策を示し、廃止なら住民の納得が得られるようにすべきであります。町長もかわり、上但馬共同浴場の来年3月までの継続補正と人件費の組み替えとでありますので、一般会計第3回補正予算については賛成であります。他の補正予算は事業や補助金などの確定、事業債の借りがえに伴うものであり、今後利子の分だけでも歳出減となるものでありますので賛

成であります。

次に、各条例に関する議案について述べます。

議案第38から39号は、地方自治法の改正による文言の整備でありますので賛成であります。

議案第40号についても、宅地開発に伴う町道として本町に寄附されるということですので、別段問題ありませんので賛成であります。

承認第5号は、事業費の確定と新役員を兼ねた町長選挙に立候補するため議員2名が辞職に伴うものであります。

第6号は、後期高齢者医療制度の発足に伴い、老人保健の廃止前の事業費の確定であり、別段問題はありますので賛成であります。

以上で討論を終わります。

○議長（池本久隆君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第1号 平成19年度三宅町一般会計決算認定についてより認定第6号 平成19年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの6件を採決いたします。

採決は起立でお願いいたします。

本6件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池本久隆君） 起立多数と認めます。

よって、本6件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第34号 平成20年度三宅町一般会計第3回補正予算についてより議案第37号 平成20年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算についてまでの4件を採決いたします。

本4件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池本久隆君） 起立全員。

よって、本4件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第38号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の制定についてより議案第40号 三宅町道路線の認定についてまでの3件を採決いたします。

本3件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(池本久隆君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

承認第5号 平成20年度三宅町一般会計第2回補正予算について(専決処分事項報告)より承認第6号 平成20年度三宅町老人健康保険特別会計第1回補正予算について(専決処分事項報告)までの2件を採決いたします。

本2件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(池本久隆君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(池本久隆君) お諮りいたします。

日程第2、議案第41号 補強・大規模改造事業三宅小学校耐震改修工事請負契約の変更について、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(志野孝光君) 議案第41号 補強・大規模改造事業三宅小学校耐震改修工事第2期請負契約の変更につきましては、6月第2回定例議会においてご承認いただきました三宅小学校耐震改修工事請負契約額1億2,285万円に2,008万7,550円を追加し、契約額を1億4,293万7,550円といたしたく提出を行ったものであります。内容につきましては、改修工事を進めるに当たり、屋上防水の全面改修並びに外壁タイルの補修等の追加工事の必要が生じたため、請負契約の変更を行うものであります。

ご審議の上、何とぞ決議を賜りますようお願い申し上げ、説明といたします。

○議長(池本久隆君) ただいま町長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

はい、池田議員。

○6番(池田年夫君) 三宅小学校の耐震改修工事第2期請負契約の変更について質問い

たします。

先日の全体協議会で5カ所の工事が必要と説明を受けましたが、5カ所の工事内容とこの工事については補助金対象になっているのでしょうか。そして、その補助金対象になるのであればその金額は幾らなのでしょう。そして、2期工事の予定価格1億5,809万円となっています。前回の工事契約は1億2,285万円で入札は消費税抜きで1億7,400万円、落札率74%であります。今回の5カ所の工事の積算を合わせると予定価格の何%になるのでしょうか。そして、この追加工事費ですが、最初の入札で費用が抑えられ、国・県からの補助金が余ったから返還することができないという指導で5カ所の追加工事が出されたという話を聞いているんですけれども、どういうことなのでしょう。

そして、先日の私の総括質問で、教育補助金6,257万4,000円の未済額の内容について質問したところ、松本事務局長は繰越明許費で20年度への繰り越しがあったものと説明したあと、この件に関しましては議会開会日の提案説明の中で会計責任者がその趣旨を説明いたしており、説明済みのものにかかわる質問は控えていただくようと答弁されていますが、当日の会計責任者の説明した文章には、未済額の箇所がある部分の箇所と総額の金額だけであります。また、繰越明許繰越金についても三宅小学校耐震改修工事第2期の一般財源分18万7,000円の費用と純繰越金1,336万5,842円を20年度へ繰り越したと説明しています。一言も教育補助金6,257万4,000円の未済額について触れられていませんので、詳しく説明するよう質問したのに対してあのような答弁では議会軽視であり、これでは慎重審議はできなくなります。何らかの対応を議長と町長、教育長に求めます。

そして最後に、新学期が今始まっているんですけれども、この耐震工事の期間の日程はどのようになっているのでしょうか。そして、安全対策はどのようになっているのでしょうか。

以上の5点について質問いたします。

○議長（池本久隆君） はい、町長。

○町長（志野孝光君） 池田議員のご質問にお答えいたします。

工事の箇所、5カ所ということですが、私どもの見解といたしましては5項目の大きな変更箇所、総額で先ほど申し上げましたように2,002万7,550円となります。補助等につきましては2分の1の補助が予定されております。追加工事のほうで、昨年同様国や県からの補助金が余ったからというご質問もございましたが、全員協議会でもご説明いたしましたように、昨年行われました1期工事との整合性を図る上での変更でございますので、今年度はそのようなお話をさせていただいておったと思います。また、工期の

ほうにつきましては、6月11日から10月31日までとなっており、安全性につきましては施工業者とも十分協議を重ねた上で行っておりますので、その点をご理解いただきましてご回答とさせていただきます。

○議長（池本久隆君） はい、松本局長。

○教育委員会事務局長（松本幹彦君） ただいま池田議員からの私の発言についてご質問、お尋ね等でございますけれども、議会開会日に会計管理者が誠意を示して説明をしているわけですからご理解をいただけていないのは残念としか言いようがございません。会計管理者が説明申し上げましたのは、繰越明許分として国庫支出金と合わせ町債と合わせ1億7,067万4,000円を繰り越ししているというご説明でございました。繰越明許として予算へ上げておりますのは耐震改修工事のみでございますので、その分だと理解をしていただけるものと思っておりました。ただ、私の発言の真意がご理解いただけなかった点につきましては、私の不徳といたすところでございます。申しわけございません。

○議長（池本久隆君） はい、池田議員。

○6番（池田年夫君） 今の松本事務局長の答弁なんですけれども、私自身の教育補助金の6,257万4,000円の未済額についてどういう内容かということを知っているわけで、全体がどういうふうになっているということではないので、その内容についてははっきりと答弁するのが本当の筋ではないかと。会計管理者の説明の中についてもその部分について、この未済額について一言も説明されていないということです。はっきりとその分についてどういうふうに理解したらいいのかわからないわけで、はっきりとその分についてどのように対処するのか町長や教育長の対応を求めます。

○議長（池本久隆君） それでは暫時休憩いたします。

なお、会議は11時10分より再開いたします。

（午前10時55分）

○議長（池本久隆君） ただいまより再開いたします。

（午前11時06分）

○議長（池本久隆君） ほかに答弁ございませんか。

教育長。

○教育長（池口誠伸君） 今のお話なんです、局長も説明申し上げましたとおり、会計責任者のほうから質問内容については詳細にご説明を申し上げます。なお、ご理解いただけないようでしたら、できたら後でまたお聞きいただけたら詳しく説明はさせ

ていただきます。ということでよろしく願いいたします。

○議長（池本久隆君） 町長。

○町長（志野孝光君） 池田議員、松田議員のご質問にございました中で、理事者側といたしましては町民のご代表である議員の皆様には今後とも引き続き諸案件に対しましてご審議いただかなければなりませんので、できるだけ適切な回答を今後心がけてまいります。ということでご理解願いまして回答とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池本久隆君） それでは、質疑は終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

はい、池田議員。

○6番（池田年夫君） どんな議案であれ、議員が慎重に検討する期間を保障すべきであります。今回の補強・大規模改造事業三宅小学校耐震改修工事第2期請負契約の変更に
ついての議案は、小学校の耐震工事の追加工事を行うということで賛成であります、
この請負工事議案についてその議案の提出の仕方について、本日最終金額を提示される
というようなことでは慎重に検討する期間もないわけであります。このような議案の提
出の仕方についてもっと検討する必要があるのではないかというふうに思います。よっ
て、この請負議案については反対であります。

以上で討論を終わります。

○議長（池本久隆君） 松田議員。

○5番（松田睦男君） 今の町長から議会に対するすばらしい答弁がありましたんで、こ
の町長を信じて、この議案については賛成して無事に補強工事が終了するように念じて
おる次第です。

以上です。

○議長（池本久隆君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） 討論なしと認めます。

討論は終わります。

お諮りいたします。

日程第2、議案第41号 補強・大規模改造事業三宅小学校耐震改修工事請負契約の変
更について採決を行います。

本件は、原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（池本久隆君） 起立多数と認めます。

本件は、原案どおり可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（池本久隆君） お諮りいたします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして各委員会で議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していきたいと思います。

◎町長あいさつ

○議長（池本久隆君） 以上で、本定例会に提出されました案件はすべて議了いたしました。閉会に当たり、志野町長よりあいさつを受けることにいたします。

はい、どうぞ。

○町長（志野孝光君） 三宅町議会第3回定例会の閉会に当たり、ごあいさつ申し上げます。

本定例議会に提出いたしました平成19年度各会計決算の認定案6件、平成19年度の各会計の補正予算案4件、平成20年度一般会計補正予算案を初めとする補正予算案4件、条例の改正・制定案2件、道路線の認定案1件、工事請負契約の変更案1件、専決処分事項報告2件、同意案2件の計18件の重要案件をご提案申し上げ、慎重審議いただき全議案の可決決定並びにご同意を賜り厚く御礼申し上げます。

所信表明の中でも申し上げましたが、夢と活力と潤いに満ちた三宅町を築いていくため、町民皆様並びに町議会議員皆様、そして職員の皆様のご理解、ご協力をいただき、全身全霊で職務に打ち込んでまいる所存でございます。

また、今議会を通しましていろいろと賜りました助言並びに苦言を肝に銘じ、力いっぱい頑張っていく所存でございますので、住民の代表である議員皆様方には今後とも町政の発展のため、一層のご協力をお願い申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○議長（池本久隆君） 以上で、平成20年9月三宅町議会第3回定例会を閉会いたします。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。

（午前11時13分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員